令和7年度(2025年度)第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会 次第

日 時 令和7年(2025年)10月15日(水) 午後2時

場 所 東海市役所 501会議室 (5階)

1 開会

2 報告

- (1) 第5回とうかいKyo-Do (協働) キックオフミーティングについて 【別紙1】
- (2) 令和7年度(2025年度)第3回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議について【別紙2】

3 議題

- (1) 東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の一部 改訂について(案) 【別紙3】
- (2) 東海市の多様な主体による協働のあり方について(案) 【別紙4】

4 その他

令和7年度(2025年度)第4回東海市協働推進体制づくり検討委員会の開催予定

令和8年(2026年)2月頃を予定

5 閉会

「市民活動センターの機能充実」について考えました!

第5回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティングを2025年8月3日(日)に開催し、NPO・市民活動団体、地域団体、大学、企業等の関係者の計19人に参加していただきました。

第4回に引き続き、テーマを具体的に絞り、「市民活動センターの機能充実」について、「こんなことできたらいいな・こんなものがあったらいいな」というアイデアをたくさんいただきました!





「利用の垣根(ハードル)を下げる取組」が必要!

現在、東海市では、これからの協働を進めるために「多様な主体による協働のあり方」を検討しています。今回は、テーマ(案)の1つである「市民活動センターの機能充実」という項目について、参加者からご意見やアイデアをいただきました。以下、当日に話し合われた内容等の一部をご紹介します。

取組項目(抜粋)	意見やアイデア
市民活動を目的	• 企業関係者や一般の方などが幅広く利用できるようにする
とする施設利用	オープンカフェや子どもの水遊びなど、テラスやギャラリー
の利便性の向上	スペースを有効活用する等
市民協働コーデ	・つなぎ役の充実
ィネーター機能	• 支援機関同士の連携
の充実	・団体と企業のマッチング機能を充実させる 等
団体間交流・マ	• マッチング掲示板を設け、各団体のニーズ(求めていること)
ッチング機会の	とシーズ(できること)を貼り、情報を見える化する
充実	活動のプレゼン大会をする 等
垣根(ハード	• 市民活動センターの愛称を公募し変更する
ル)を下げる	・ハロウィンイベントなどを子どもや大学生が主体で企画する 等

ミーティング終了後には、顔見知りとなった参加者同士が、お互いの活動情報を交換する場面が見られました。**第6回は令和8年1月または2月に開催予定**です。日程が決まり次第、情報を周知します!

本取組に関するご質問等は下記までお問い合わせ下さい

連 絡 先:東海市市民協働課 電話: 052-613-7525

0562-38-6136

Email: chiiki@city.tokai.lg.jp

発行者:東海市総務部市民協働課



へいしゅうん Heishu Hosoi

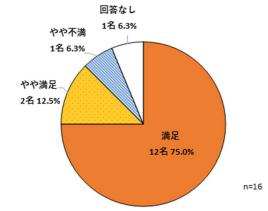
第5回のアンケート結果(抜粋)

1 全体の満足度

●満足が 75.0%、やや満足が 12.5%、ほとんどの参加者 が満足と回答しています。

1-1 その理由

- ●様々な前向きな意見などをお聞きできたので楽しかった。
- ●近隣の市町が「市民活動」「協働」に対して色々考えていると感じられた。



2 特に学んだことや印象に残ったこと

<市民活動センターの機能・役割>

- ●市民活動センターの機能・施設・設備などのハード面について知ることができた。
- ●垣根を下げるなど、センターのあり方を考えさせられた。
- ●他のグループの意見でセンターの名称変更も、「市民活動センター」と言われると確かに身構えてしまうので親しみやすい名称(愛称)があるのもいいと思う。
- ●市民活動のハードルを下げて、若い人にもっと参加してほしい!
- <新しい発見・学び、今後の活動について>
- ●思いの強い方のニーズの高さ。
- ●団体のメンバー内でもお金を稼ぐことへの価値観の違いがあること。持続可能な活動をしてもらうために市として人材育成を考えていけると良いと思った。
- ●相変わらず参加者の皆さんの"熱い想い"を感じられる空間だった。
- ●楽しんで活動することで、周りの人を巻き込んだり、活動やネットワークが派生して、より充実していくことでコーディネーター機能の充実等他の取組項目にも影響してい くのではという話で、うまくつながっているんだなぁと思った。
- "知ってもらう"ことの大切さは、センターであっても市民活動団体であっても同じだと思った。

3 「市民活動センターの機能充実」について、伝えきれなかったこと

- ●商工センターと市民活動センターのコラボで、各団体の活動内容や「できることの」情報交換会等を定期開催をしてほしい!
- ●施設予約や空き状況がわかりやすくなると良いと思った。
- ●テラスや会議室で調理ができて、バーベキューなどができるようにしたい!
- ●一度相談に来た人やマッチング支援を受けた人はその後自分で解決できるようになるので、新しい人をこちらから見つけていく取組があると良いと思う。
- ●「テラス利用ライブ」について、一例としてライブを挙げたが、大道芸等もいいので は。
- ●子育て関連のイベント時にフロアマットやおもちゃの貸し出しができるようにしてほ しい。

令和7年度(2025年度)第3回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議 における主な意見(会議後に寄せられた意見も含む)

1 意見交換

(1) 東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の一部 改訂について

ア 「企画立案」について

本ルールブック(案)は「多様な主体による協働」にも生かすものだと思うが、資料 P 1 9 (ルールブック案 第四部「2 企画立案」)の「人件費管理費の積算」について、主語が行政になっている。行政以外の多様な主体同士の協働についても想定すべきであるため、この表現で問題ないか。

- →一部改訂が前提であり、ルールブック2006の項目を生かしたものであるため、このような記載である。検討させていただく。
- (2) 東海市の多様な主体による協働のあり方について(案)
 - ア 別紙 4-1 (7 多様な主体による協働に向けたあり方・方向性「(4) あり 方・方向性」)の「取組項目、取組の例」について

取組項目について、再掲の場合、新たな番号を振るのではなく、通番として はどうか。また、再掲の取組の例の記載方法を簡略化してはどうか。

→検討させていただく。

東海市協働指針

とうかい協働ルールブック 2026

東 海 市

はじめに

令和8年3月

東海市長 花 田 勝 重

目次

第-	-部	協働の基本的な考え方1
1	背	景1
	(1)	協働が求められる社会的背景
	(2)	本市の取り組み2
2	本	ルールブックの役割4
	(1)	当事者4
	(2)	目的4
	(3)	性格5
	(4)	活用方法5
	(5)	検証5
	(6)	改訂5
3	協	働とは6
	(1)	協働の定義
	(2)	協働の意義
	(3)	協働の形態
	(4)	支援と協働の違い9
	(5)	協働と連携と協力の違い9
第二	部	協働を進めるにあたって10
1	行	政が心がけること10
2	行	政以外の多様な主体が心がけること11
第三	部	協働を進めるための3つの原則(理念)12
1	成	果志向12
2	自	立·相互理解13

3 透明性·説明責任	13
第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ	14
1 環境整備	14
2 企画立案	14
3 実施	15
4 評価	16
○東海市まちづくり基本条例	17
○東海市市民参画条例	21
○東海市協働指針 とうかい協働ルールブックの改訂経緯・経過	23

第一部 協働の基本的な考え方

1 背景

(1) 協働が求められる社会的背景

〇 地方分権の時代

地方分権により、地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則により、住民の多様なニーズに対し、責任をもって住民サービスを選択し、提供することが求められています。また、地域社会の主役である住民の意思に基づく「住民自治」の視点から、住民による自己決定と自己責任の原則により、責任あるまちづくりへの市民参加と参画を進めることが、求められています。今後は、個性を活かし自立した地方をつくるために、まちの特色と独自性を活かしながら、地域ぐるみで協働し、地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らして地域に活力をもたらし、住民自治の拡充を図る必要があります。

○ 全国的な人口減少と少子化・高齢化の進行

人口減少や少子化・高齢化の進行による人口・世帯構造の変化は、介護における人的、経済的な課題や次世代の負担の増加、労働力低下や社会保障などに係る費用の増大など、社会全体に大きな影響を与えるとともに、私たちが生活する町内会・自治会、コミュニティなどの地域社会における担い手不足など、暮らしのさまざまな場面に影響をもたらしつつあります。

活力ある地域社会を維持していくためには、人口減少と少子化・高齢化に 対応した社会の仕組みづくりが必要です。

○ 多様化の時代

福祉、環境、コミュニティの活性化、社会教育、まちづくりなどさまざまな分野で市民のニーズが多様化しており、複雑で多様な地域課題などに行政だけで対応することは、困難なケースが増えています。

〇 地域力の時代

町内会・自治会、コミュニティや自由な発想で活動するNPO・市民活動団体が市民サービスの担い手として期待されています。

-1-

また、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する課題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められます。

引き続き、「地域のことは、地域で」という考え方に立って、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう市と市民が共にまちづくりを進める必要があります。

そのためには、「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」 の原則に基づいて、自主自立のための地域力を向上させていくことが求めら れています。

〇 公共私の連携の時代

地域社会を取り巻く環境は、さまざまな課題や資源の制約などにより、今後ますます厳しい状況となっていくことが予想されます。

人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきたさまざまな機能について、NPO、市民活動団体(ボランティアグループ・任意団体など)、地域団体(コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、シニアクラブなど)、公益性の高い民間団体(商工会議所、社会福祉協議会など)、企業、教育機関(大学、高等学校など)及び行政などの地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていくことが重要となってきます。

(2) 本市の取り組み

市民の自主性と自立性が十分発揮され、地域に根ざした地方分権型のまちづくりの仕組みをつくるため、平成13年度(2001年度)に市民参画推進室を設置し、市民参画により検討を行い市のまちづくりの基本事項を定める最も基本となる条例である「東海市まちづくり基本条例」を平成15年(2003年)12月に施行しました。

本条例においては、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めています。

コメントの追加 [浩山1]: 本ルールブックの役割の(1) 当事者と合わせました

「協働・共創によるまちづくり」とは、市民と市が、まちづくりの過程において、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携えて、相互に補完し、協力して、自分達のまちを「創る」ことを目指すことです。

○ 地域まちづくりネットワーク事業(平成15年度(2003年度)から)

市内12か所の市民館などの公共施設に市担当職員が定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、各地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしています。

○ 東海市立市民活動センターの開設(平成18年(2006年)4月1日開設)

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体 や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設です。<u>まちづくり協働</u> 推進事業の仕組みを活用してNPOに委託しています。

○ 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」(平成 18年(2006年)10月18日策定)

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成しました。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動 法人(NPO法人格取得団体)及び<u>地域</u>団体(コミュニティ、町内会・自治会 など)として捉えていました。

○ まちづくり協働推進事業の実施(平成19年度(2007年度)から)

地域課題を解決し、東海市総合計画などで示す目指すまちの姿を実現させるため、市民活動団体などのNPOから提案事業を公募し、市と協働により行う事業です。令和7年度までに、延べ35事業について、まちづくり協働推進事業審査会の審査結果を受けて事業実施団体を選定し、3ヵ年を1区切りとして事業を実施しています。

-3-

なお、平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)までは、 市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れ た事業に対して市から助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業 を実施していました。

2 本ルールブックの役割

(1) 当事者

本ルールブックにおける当事者は、<mark>東海市</mark>のまちづくりや地域づくり

に関わる全ての主体です。

具体的には、NPO (特定非営利活動法人)、市民活動団体(ボランティアグループ・任意団体など)の市民活動団体、地縁地域</u>団体(コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、シニアクラブなど)、公益性の高い民間団体(商工会議所、社会福祉協議会など)の公益性の高い民間団体、企業、教育機関(大学、高等学校など)及び行政などであり、最大限広く捉え、「多様な主体」と表現します。

なお、原則として行政は「多様な主体」に含まれますが、文章全体の趣旨や 記載内容などから、他の主体と分けて記載することがあります。

【例:「行政は、多様な主体と協働する」や「多様な主体と行政」など】

(2) 目的

今後も、「官から民へ」への流れの中で、ますます公共サービスを行政 以外の多様な主体が担う局面が増加していきます。地域の多様なニーズ に対応していくためには、行政だけが公共サービスを担うのではなく、 行政以外の多様な主体と行政とが適切に役割分担をしながら、効率的で 効果的なサービスの提供を図ることが大切になっています。

そのなかで、公的資金にかかわるアカウンタビリティ (説明責任)を果たすと同時に、行政以外の多様な主体がそれぞれの長所を発揮できるような自律性を保障することは簡単なことではありません。が求められます。

本ルールブックは、多様な主体と行政が協働を進めていくうえでお五

コメントの追加 [東海市2]: 検討委員会での協議を踏まえ修正しました

いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現するものです。多様な主体と行政が協働を進め、市民に責任のもてる効果的な協働を実現していくために、お互いに尊重したり、守るべきルールを定めるものです。また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(3) 性格

本ルールブックは、行政を含む多様な主体が法的な責任を負う記載しているものではありません。多様な主体と行政が協働を進めていくうえで、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(4) 活用方法

本ルールブックは、多様な主体間が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違ったりした場合にも、原点に立ち戻ることで、本ルールブックが示す趣旨を尊重して、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

本ルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「多様な主体と行政が対話をしていくうえで、有効な"道具"としてどう使えるか」といったことを、中心として考えていくものです。

(5) 検証

引き続き、本ルールブックの内容に沿って、定期的に、多様な主体と 行政の協働事業を中心として、検証することが求められます。

(6) _改訂

このルールブックは、多様な主体と行政が定期的な協議や検討による改善を

-5-

コメントの追加 [東海市3]: 多様な主体からの 提案を受けての改訂は現実的ではないとの意 見をいただきましたが、2006策定時の理 念を尊重し、現時点では残しております。 加え、多様な主体と行政で育てていくべきものです。

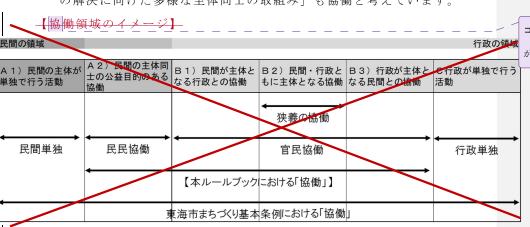
頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、多様な主体又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

3 協働とは

(1) 協働の定義

本ルールブックでは、「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと」と捉えています。

対象となる「地域課題」については、「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動となりますが、「私益」「共益」「公益」を明確に区分することはできず、また、公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、「公益性が意識されている地域課題の解決に向けた多様な主体同士の取組み」も協働と考えています。



※「民間」とは、行政以外の多様な主体です

(2) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」 といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体が協力し、めざ そうとする東海市のまちの姿を具体的に描き出していくことが求められています。

○ 自立型地域社会の構築

-6-

コメントの追加 [東海市4]: 協働と連携・協力 が矛盾する誤解を招くことから削除しました 多様な主体が、「この地域社会を住み良いものに」という方向性を共有し、一緒に課題解決に取り組むことで、双方が自治意識や主体的なまちづくりへの意識を高めることができます。また、多くの市民が市民活動に参加することにより、地域における自主的・自立的な社会的課題解決能力が高まり、地域力が培われます。

○ 多様化する市民ニーズへの対応

多様な主体が、協働することにより、新たな課題や複雑化・多様化した市民 ニーズの対応が期待できます。に適切に対応していくことが可能となります。

○ 公共サービスの質の向上

多様な主体が、相互の資源(人材・財源・情報)を効果的に活用することにより、質の高い公共サービスが市民に提供できます。

○ 協働を通じた意識改革

多様な主体が、互いにノウハウや事業手法などを学びあうことは、 それぞれの意識改革につながります。

(3) 協働の形態

ア 協働と連携と協力

「協働」と似た言葉に「連携」と「協力」があります。

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化などによって、言葉の意味の捉え方や使い方が異なりますが、「協働」と「連携」と「協力」の言葉について、一般的に考えられる言葉の意味合いは次のとおりです。

なお、本ルールブックでは、協働の定義を「地域社会を営む多様な」 主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒 に取り組むこと」としており、多様な主体間でこの考え方が大切にされていれば、言葉の使い方に関わらず、「協働」とし広く捉えています。

また、本ルールブックは、多様な主体間が「協働」を進める場合のよりどころとなるものですが、連携や協力など、多様な主体間が関係性を持つこと自体

コメントの追加 [東海市5]: これまでの本市の 「協働」の定義を踏襲し、また、言葉の使い 方によらず、協働の定義に基づく考え方と行 動が大切にされていれば「協働」と広く捉え る趣旨を明記しました を好意的に前向きな方向と考えています。

【協働と連携と協力の言葉の意味合い】

<u>言葉</u>	主体性	関係性	(行動の)一体性	<u>イメージ</u>
協働	対等	<u>深い</u>	一緒に取り組む	肩を組んで共に歩く
連携	各自が独立	中程度	部分的に合わせる	情報共有しながら並走
協力	<u>一方的</u>	<u>浅い</u>	ない又は少ない	<u>手伝う</u>

<u>イ</u> 行政から見た協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる 形態としては、委託・補助・共催・コンソーシアム方式(共同事業体型)・実行 委員会参加・後援・協力 委託(指定管理含む)、補助、実行委員会・協議会、 共催、後援、事業協力、情報提供・意見交換などなどがあります。事業実施 に至るまでの発案や事業実施の体制などの協働の形態については、行政以 外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む 複数の多様な主体間によるものなどが考えられます。

形態によって、分担の仕方や責任の比重はさまざまです。お金・知恵・実施・決定・場所・時間・人材などについて、どこの部分をどの主体がどの程度担うのかはケースバイケースであり、事業ごとに事前協議をする必要があります。

協働の形態のなかから、委託と補助について具体的に紹介します。

〇 委託

一般的には、行政が多様な主体の特性を活用して、業務を委託するパターンが想定されます。この場合、実施主体は行政のであるため、実施責任、成果の帰属は行政にあります。委託を受けた多様な主体は、契約書や仕様書などに定められた業務の履行義務を負うことになります。

【<u>注意</u>留意すること】

- ・コスト軽減のみを委託目的にしない
- ・委託先を下請け業者とみなさない

コメントの追加 [東海市6]: あり方(案)の記載内容と合わせました。

〇 補助

一般的には、行政が多様な主体が行う事業について、その資金の一部を 公費で支出するパターンが想定されます。この場合、事業の実施主体は、補助を受ける多様な主体であり、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けた多様な主体にあります。

【注意留意すること】

- ・事業の透明性を高める
- ・同一事業等への長期間にわたる補助は避ける

(4) 支援と協働の違い

多様な主体が成長するための議論と、多様な主体と行政が一緒に事業に 取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

本ルールブックは、多様な主体を支援するための基本方針ではなく、より効果的に多様な主体と行政などが協働に取り組むための基本方針であることを 注意留意する必要があります。

(5) 協働と連携と協力の違い

「協働」と似た言葉に「連携」と「協力」があります。

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化等によって、言葉の意味の捉え方や 使い方が異なります。「協働」と「連携」と「協力」の言葉について、一般的 に考えられる言葉の意味合いの違いは次のとおりです。

なお、本ルールブックは、多様な主体間が「協働」を進める場合のよりどころとなるものですが、連携や協力など、多様な主体間が関係性を持つこと自体を好意的に考えています。

【協働と連携と協力の言葉の意味合い】

言葉	主体性	関係性	(行動の)一体性	4メージ
協働	対等	深い	一緒に取り組む	肩を組んで共に歩く
連携	各自が独立	中程度	部分的に合わせる	情報共有しながら並走
協力	一方的	浅い	ない又は少ない	手伝う

※本ルールブックでの「協働」の定義

コメントの追加 [東海市7]: (3)へ移動しました

地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域
課題の解決のために一緒に取り組むこと

第二部 協働を進めるにあたって

協働を進める大前提として、多様な主体と行政のそれぞれが、組織として、お互い 自律的に心がけたいことがあります。

1 行政が心がけること

行政は、効率性・効果性の観点から、協働の効果が最大限に発揮できるよう 既存制度や慣行を見直し、民間活力が活きるためのを生かすことのできる方策を 考えることが求められています。

- 行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握する ように努める(顧客志向)
- 行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率 性を考え、不断に見直すように努める(直営業務の見直し)
- 行政は、多様な主体への事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与を限りなく少なくしが必要以上に大きくなることを防ぐとともに、まとまりのある業務を委託し、多様な主体が創意工夫を発揮しやすいようにする(官から民へ)
- 行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるようなしくみを検討するように努める(官民競争)
- 行政は、多様な主体の社会における役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める(多様な主体の理解)
- 行政は、それぞれの地縁地域団体の意思や自主性を尊重し、地縁地域 団体に対して過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりし ないように努める(自主性の尊重)
- 行政は、多様な主体が既に創出あるいは提供しているサービスや事

業・行事がある場合は、極力、その活性や発展を妨げないよう連携・ 協議に努める(民業補完)

- 行政は、公の施設の利用規制について、有償で活動する非営利団体の 存在を考慮して見直すように努める(公の施設利用ルールの見直し)
- 行政は、地域や多様な主体への補助金が成果をあげるよう、配分方法 の工夫や改善するように努める (補助金ルールの見直し)
- 行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める(事務の簡素化)
- 行政は、地域課題に取り組む際に、各部局同士が分野ごとに分断され ぬよう、連携と協議をするよう関連する部局が連携して横断的に取 り組むことができるよう、連携と協議に努める(縦割りの解消)
- 行政は、情報を必要としている受益者(サービス利用者など)に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める(情報発信)

2 行政以外の多様な主体が心がけること

行政以外の多様な主体は、自律性の確立や経営能力の向上など、絶えず自 らの活動を振り返り、改善していくことが求められています。

- 多様な主体は、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める(実務的体制)
- 多様な主体は、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材 育成に努める(実務遂行能力の向上)
- 地縁地域団体、大学及び企業を除く多様な主体は、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める(専門性)
- 多様な主体は、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように 努める(財源の多様化)
- 多様な主体は、独善的にならぬよう、自分たちの活動が地域にどういった成

果をもたらしているか、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、絶えず再確認し、自ら振り返る力を身につけるように努める(自己評価)

- 多様な主体は、自らの理念や主張が市民全員の意見を<u>必ずしも</u>代表し得ないことを自覚し、他者の共感をより広げていくように努める(支持と共感)
- 地縁地域団体は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める(変化への対応)
- 地縁地域</u>団体は、自主性や自立性を育てられるような意思決定のしくみや 役員体制を心がける(自主的統治)
- 多様な主体は、行政独自の契約におけるルールがあることを認識し、理解 を深めるように努める(行政ルールの理解)

第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)

1 成果志向

協働で大切なことは、一緒に取り組むことで事業の有効性が高まることです。協働の形態は、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられますが、これらを総じて「多様な主体間」と記載します。

- 多様な主体間は、利用者や住民のニーズを十分に把握するように努める(住民ニーズの把握)
- 多様な主体間は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する(成果目標の設定)
- 多様な主体間は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する 目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める(協 働の目的の共有)
- 多様な主体間は、地域社会での「全体最適」として、公共サービスの 質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つ ように努める(全体最適)

● 多様な主体間は、お互いが持っている良さや得意な部分(人手、アイデア、事務能力、時間、お金など)を出し合って、速やかに成果が出せるように努める(資源の持ち寄り)

■望ましくないこと:

協働を自己目的化すること、手続き至上主義、プロセス重視協働を単に自己 目的化することや手続きのみを至上とする考え方、結果のみを追い求め、プロセス を大切にしないことなど

2 自立・相互理解

多様な主体間がそれぞれの自主性や自立性を尊重しあうことが大切です。 「違って当然」「違うからこそ一緒に行うこそ力が発揮できる」という認識 を持つ必要があります。

- 多様な主体間は、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める(責任意識)
- 多様な主体間は、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従な く対等に取り組むように努める(対等の関係)
- 多様な主体間は、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値 観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるよう に努める(相互理解)
- 多様な主体間は、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める(学び合い)
- 多様な主体間は、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める(価値の尊重)

■望ましくないこと:

もたれあい<u>や</u>、常識の絶対化、軽視、先入観、思い込み

3 透明性・説明責任

多様な主体間は、地域社会や市民に対する責任として、協働について、 より広くわかりやすく発信するように情報の「質」を意識することが必要です。

- 多様な主体間は、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するよう に努める(責任の明確化)
- 多様な主体間は、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに配慮するように努める(守秘義務)
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示 し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める(情報提供)
- 行政以外の多様な主体は、協働事業で「公の資金」を使った場合、使 途の合理性や透明性を確保するように努める(公金使途の説明)

■望ましくないこと:

馴れ合い、<u>合意形成プロセスの不透明化や</u>密室協議、責任転嫁<u>、や</u>責任回避

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

協働を実践するうえでは、環境整備、企画立案、実施、評価という4つのステップ があります。

1 環境整備

協働の実施にさきがけ、多様な主体間は、最大の効果を出す協働が行えるよう、 それぞれが互いに実施体制を整える必要があります。

- 行政は、多様な主体と協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める(行政における基本方針)
- <u>多様な主体</u>は、<u>多様な主体と協働する意義を認識し、</u>適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める(協働の相手探し)
- 多様な主体間は、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める(協議の機会)
- 行政は、多様な主体と協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める(行政における基本方針)

2 企画立案

多様な主体間は、協働にあたっては、十分に企画立案段階で協議を深めるこ-14-

コメントの追加 [東海市8]: 「行政」のみではなく、「行政を含む多様な主体」にも該当する内容を「多様な主体」に修正しました
※以下、同様です

コメントの追加 [東海市9]: 自組以外の周りの 力を借りること (=協働) に関する記述を追 記しました

コメントの追加 [東海市10]: 順番を入れ替えま した

とが重要です。

- 行政多様な主体間は、企画立案に際して、可能な限りお互いの協議の場を もち、多様な主体からの創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める(創意工夫の誘発)
- 行政<u>多様な主体間</u>は、協働における経費を検討する際、内部のルールや 事情のみで決めたり、ボランタリーに提供される資源にばかり頼ろうとしたりす ることなく、十分多様な主体と協議をするように努める(適切な経費負担)
- 行政は、多様な主体における人件費や管理コストの必要性を十分認識し、 適切に契約額を積算するように努める(人件費管理費の積算)

3 実施

第3回庁内検討会議にて委員より指摘あり 「多様な主体間の協働も推進する立場だと思うが、この表記で問題ないか。『行政との協働だけ』 になってしまわないか

多様な主体間は、企画立案での協議結果を踏まえつつ、実施段階においても、 丁寧に議論を心がけていくことが重要です。

- 多様な主体間は、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める(事前合意)
- 多様な主体間は、お互い情報の抱え込みや勝手な期待(思い込み)による 判断を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める (ほう・れん・そう)
- 多様な主体間は、どちらかだけが主張や意見をすることなく、自分たちにしか通じない用語の使用を避け一方的に主張したり、自分たちにしか通じない用語を使用したりするのではなく、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める(コミュニケーション)
- 行政は、多様な主体<u>間は、のお互いの</u>活動スタイルなどを認識し、一律に 既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める(新しい価値創 造)
- 行政は、多様な主体間は、のお互いの事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める(知的資源の対価性)
- 行政は、多様な主体<u>間は、から提供されるお互いの</u>知的財産(プロセスで

出される工夫やアイデアを含む)の帰属について、十分話し合い、その後の 多様な主体の創意工夫への意欲が一層促進されるように努める(著作権や 成果物の帰属)

● 行政以外の多様な主体は、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の 責任が発生していることを認識するように努める(公金使用の自覚)

4 評価

多様な主体間は、一緒に取り組むことで事業の有効性・透明性を高め、協働を 効果的にするため評価・検証することが必要です。

- 多様な主体間は、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値 (指標)など具体的な形で成果を確認するように努める(成果達成の確認)
- <u>多様な主体間は、成果目標の設定時に想定していなかった新たな事業</u> 成果や事業目的以外の派生した成果を確認するように努める(期待を上回る成果達成の確認)
- 多様な主体間は、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める(課題の確認)
- 多様な主体間は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取り組みに活かすように努める(課題や改善点のフィードバック)

コメントの追加 [東海市11]: 協働により生まれたクリエイティブな成果への評価を追記しました

〇東海市まちづくり基本条例

平成 15 年 12 月 22 日 条例第 43 号

東海市まちづくり基本条例をここに公布する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一画を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の 役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるバトンタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共 創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力 に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき 責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをい う。

(基本理念)

- 第3条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。
- (1) 安心して暮らせるまちづくり

-17-

- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第4条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画 する権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、第3条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。
- 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。
- 3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動 を支援しなければならない。

(市長の責務)

- 第7条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。
- 2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。
- 3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員 の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第8条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合 的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第9条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を 図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」とい う。)を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。
- 3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

- 第 10 条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の 下、取り扱わなければならない。
- 2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に 努めなければならない。

(行政手続)

第12条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利 利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第13条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を 市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第 14 条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政 運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第 15 条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するととも に、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第 16 条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民 投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第 17 条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集する ことにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努め るものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 18 条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第19条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則 その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に 定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

〇東海市市民参画条例

平成 15 年 12 月 22 日 条例第 44 号

東海市市民参画条例をここに公布する。

東海市市民参画条例

(目的)

- 第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思 形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することを いう。

(基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動 を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会 の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努 めなければならない。

(市長の責務)

- 第 5 条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保 有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。
- 2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会 議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第 7 条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する -21場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

- 2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。 (市民投票)
- 第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接 問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。
- 2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格 者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定 める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海市協働指針 とうかい協働ルールブックの改訂経緯・経過

多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた 推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進することを目的に、東海市協働 推進体制づくり検討委員会(以下、「検討委員会」という)及び東海市協働推進体 制づくり庁内検討会議(以下、「庁内検討会議」という)を設置し、令和6年度(202 4年度)・令和7年度(2025年度)の2ヵ年で、取組み等について協議を行いまし た。

検討を行う中で、検討委員会及び庁内検討会議等における検討結果を本市に おける今後の「多様な主体による協働のあり方」として取りまとめ、検討委員会から本 市へ提言することとなりました。

「多様な主体による協働のあり方」についての提言を検討委員会から受けるにあたり、合わせて、多様な主体による協働の推進を図るにあたっての指針とするため、「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」を一部改訂することとなりました。

○令和6年度(2024年度)

月日	項目	備考
6月17日	東海市協働推進体制づく	多様な主体が役割分担すると
	り検討委員会及び東海市	ともに、相互の連携強化とネ
	協働推進体制づくり庁内	ットワークを深化させた推進
	検討会議を設置(要綱に	体制を整備し、さらなる協働
	よる設置)	のまちづくりを推進すること
		を目的に設置
8月9日~	検討委員会を開催	当該年度に計4回開催
9月3日~	庁内検討会議を開催	当該年度に計3回開催

○令和7年度(2025年度)

月日	項目	備考
5月21日	第1回庁内検討会議を開	多様な主体による協働の推進
	催	を図るにあたっての指針とす
		るため、「東海市NPOと行政
		の協働指針 とうかい協働ル
		ールブック2006」を一部
		改訂することを協議
5月29日	第1回検討委員会を開催	上記の協議結果について、承
		認・決定
7月3日	第2回庁内検討会議を開	「東海市協働指針 とうかい
	催	協働ルールブック2026」
		(以下、「ルールブック202
		6」という)改訂案を検討
8月6日	第2回検討委員会を開催	同上
9月30日	第3回庁内検討会議を開	同上
	催	
10月15日	第3回検討委員会を開催	ルールブック2026改訂案
		の決定
○月○日	各課等ヘルールブック 2	
	026改訂案の意見聴取	
○月○日	市民活動センター登録団	
	体及び市内NPOヘルー	
	ルブック2026改訂案	
	についての意見聴取	
○月○目	第4回庁内検討会議を開	ルールブック2026改訂案
	催	への意見に対する対応の協議
○月○目	第4回検討委員会を開催	ルールブック2026改訂案
		についての意見に対する対応
		の協議及び最終案の決定

月日	項目	備考
○月○日	ルールブック2026の	
	策定	

東海市協働指針

とうかい協働ルールブック2026

令和8年3月

東海市 総務部 市民協働課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-613-7525 · 0562-38-6136

別紙4-1

多様な主体による協働のあり方 (案)

> 東海市協働推進体制づくり検討委員会 令和8年(2026年)●月作成

目次

はじ	めに	3
1 †	世界・国・愛知県及び東海市における「協働」の動向	4
(1)	世界における「協働」の動向	4
(2)	国における「協働」の動向	4
(3)	愛知県における「協働」の動向	5
(4)	東海市における「協働」の動向	5
2 3	東海市におけるこれまでの主な「協働」の歩み	7
(1)	東海市まちづくり基本条例の制定	7
(2)	地域まちづくりネットワーク事業	7
(3)	東海市立市民活動センターの開設	7
(4)	東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」.	7
(5)	まちづくり協働推進事業の実施	8
(6)	職員研修の実施	8
3 7	本あり方における協働のイメージ	9
4 7	本あり方の位置付け	10
5 梦	数値や関係団体からの意見などを踏まえた本市の「協働」の現状	11
(1)	第6次総合計画の成果指標	11
(2)	第7次総合計画策定時の市民意識調査	12
(3)	第7次総合計画の施策における成果指標	14
(4)	関係機関・団体ワークショップなど	14
(5)	その他	21
6 J	東海市における「協働」の課題	22
(1)	市民活動の担い手の固定化と高齢化	22
(2)	市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実	22
(3)	市民活動センターの機能充実	22
(4)	団体間のマッチング・コーディネート機能の充実	23
(5)	本市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成	23

7	多様な主体による協働の推進	24
(1)) 「協働」の目的	24
(2)) 「将来のありたい姿」の抽出などから始める「協働」	25
(3)) 協働のサイクル	25
(4)) 方向性と取組項目等	26
(5)) 多様な主体に期待される役割	39
(6)) ロードマップ(案)	40
8	検討経過	41
(1)) 検討体制	41
(2)) 検計経過	41
9	【別紙1】参考資料①	43
1 0	【別紙2】 糸老盗料②	55

はじめに

東海市では、少子高齢化の進行による環境の変化、住民の価値観の多様化などに伴い、さまざまな地域課題や住民ニーズにきめ細かな行政サービスの提供が求められる中、平成15年(2003年)に「東海市まちづくり基本条例」、「東海市市民参画条例」を制定しました。

東海市まちづくり基本条例第3条では、「本市のまちづくりは、協働・共創を基本とする」旨を規定し、第7次総合計画(計画期間:令和6年度(2024年度)~令和15年度(2033年度))においても、同条例に定めるまちづくりの基本理念に沿って「協働・共創によるまちづくり」を推進しています。

まちづくりの基本の1つとして「協働」を掲げる中、これまでの東海市における「協働」の取組は、主にNPO(特定非営利活動法人)、ボランティアグループ・任意団体及び地縁地域団体(コミュニティ、町内会・自治会など)を協働の当事者として捉えていました。

現在、全国的な人口減少や少子化・高齢化のさらなる進行、生活様式の多様化などにより、市民ニーズや地域課題は、以前に増して複雑化・高度化しています。

変化する社会情勢に的確に対応しながら、第7次総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、これからはNPOなどと行政のみではなく、大学や企業など、地域に関わりのある多様な団体が、新たな視点や考え方により、一層協力して取り組んでいく、多様な主体による協働の必要性が高まっています。

このような中、東海市協働推進体制づくり検討委員会では、東海市の「協働・共創によるまちづくり」を更に推進するための「多様な主体による協働のあり方」について、令和6年度(2024年度)と令和7年度(2025年度)にかけて検討を行い、提言をまとめました。

本あり方が、東海市における「多様な主体による協働」に向けた一助となり、更なる協働・共創によるまちづくりが推進されることを願っています。

1 世界・国・愛知県及び東海市における「協働」の動向

(1) 世界における「協働」の動向

SDGs (Sustainable Development Goals) 「持続可能な開発目標」は、平成 2.7年度(2.0.15年度)に国連総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念に令和1.2年(2.0.30年)までに持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、1.7の目標と1.6.9のターゲットから構成されている。

東海市における最上位の計画である第7次総合計画において、本計画の推進と SDGsにおける推進の考え方は、ともに地域課題の解決に資することにつながり、大きく関係していると位置付けている。

特に、SDGs の17の目標の「目標11:住み続けられるまちづくりを」及び「目標17:パートナーシップで目標を達成しよう」という目標は、多様な主体同士が連携して地域課題、社会的課題を解決し、住みよいまちづくりをめざす「協働」の理念と一致する。

【SDGs の 17 の目標抜粋】



目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 国における「協働」の動向

令和2年(2020年)6月26日付けの地方制度調査会による「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」において「公共私の連携」が明記されており、基本的な考え方として、多様な主体の参画による持続可能な地域社会の形成と地域社会を支える主体についての現状と課題が、公共私の連携・協働の基盤構築として、連携・協働のプラットフォームの構築と民間人材と地方公務員の交流環境の整備が、共助の

-4-

担い手の活動基盤の強化として、地縁法人制度の再構築と人材・資金の確保など が挙げられている。

特に、公共私の連携・協働の基盤構築としての連携・協働のプラットフォームの構築では、「多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される」と多様な主体の連携・協働に向けた具体的な役割が明記されている。

(3) 愛知県における「協働」の動向

愛知県では、平成16年(2004年)5月に、NPOと行政の協働に関する ルールとして「あいち協働ルールブック2004~NPOと行政の協働促進に向 けて~」を発行し、NPOと行政の協働を推進してきた。

ルールブックの発行から20年が経過しようとする中、NPOと行政だけではなく、大学や企業など、地域に関わりのある多様な団体が、新たな視点や考え方により、一層協力して取り組んでいく、多様な主体による協働の必要性を踏まえ、令和5年(2023年)3月に「あいち協働ガイド~多様な主体による社会課題解決に向けて~」を作成した。

(4) 東海市における「協働」の動向

第7次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本 構想の推進にあたっては、市民との協働・共創や効率的で効果的な施策の展開に より、まちづくりを進め、将来都市像の実現を目指すことを位置付けている。

また、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」 として定めており、『ともにつながり』の具体的な将来都市像イメージは、「協 働」の理念と一致する。

第7次総合計画の施策10に「協働と尊重による地域社会づくりの推進」を掲

げており、施策の目標は、「まちづくりを担う多様な主体が、地域課題への対応 や地域の魅力を生かしたまちづくりを進め、それぞれの個性や状況を理解し、連 携・協働しながらともに暮らしています。」としている。

2 東海市におけるこれまでの主な「協働」の歩み

(1) 東海市まちづくり基本条例の制定(平成15年(2003年)12月)

東海市のまちづくりの基本事項を定める最も基本となる条例である東海市まちづくり基本条例を平成15年(2003年)12月に施行し、本条例において、 東海市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めている。

この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることと定義している。

(2) 地域まちづくりネットワーク事業 (平成15年度(2003年度)から)

市内12か所のコミュニティセンターなどの公共施設に市担当職員が定期的に 訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、各 地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしている。

(3) 東海市立市民活動センターの開設 (平成18年(2006年)4月1日開設)

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設。<u>現在、まちづくり協働推進事業の仕組みを活用してNPOに委託している。</u>

(4) 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」 (平成18年(2006年)10月18日策定)

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人 -7(NPO法人格取得団体)及び地縁組織(コミュニティ、町内会・自治会など) として捉えている。

(5) まちづくり協働推進事業の実施(平成19年度(2007年度)から)

地域課題を解決し、めざすまちの姿を実現させるため、市民活動団体などの NPOから提案事業を公募し、NPOと市が協働をして行う事業である。 <u>今和 7年度(2025年度)までに、延べ35事業について、まちづくり協働推進事業審査会の審査結果を受けて事業実施団体を選定し、3ヵ年を1区切りとして事業を実施している。</u>

なお、平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)までは、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対して助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業を実施していた。

(6) 職員研修の実施(平成27年度(2015年度)頃から令和5年度 (2023年度)まで)

入庁3年目の職員を対象として実施し、NPOの現場での活動者の話を聞き、 市民活動に関する基礎知識やまちづくりの取組みの事例を学ぶ職員研修を実施していた。

3 本あり方における協働のイメージ

「協働」の定義は、必ずしも明確にすることはできないが、活動の目的・効果に関する「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動とする。

ただし、「私益」「共益」「公益」についても明確に区分することはできず、公 益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、公益性が意識され ている活動も協働の対象とする。

なお、これまでの「協働」のイメージは、主にB2)民間・行政ともに主体となる協働の内、まちづくり協働推進事業であった。

コメントの追加[貴岩1]: 文頭は、「定義は…」、文末 は「対象とする」となっており、一致していない



※民間とは、行政以外の多様な主体を指す

イ 協働の形態

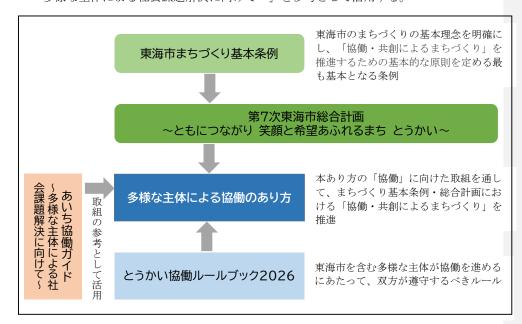
一般的に考えられる形態としては、委託(指定管理含む)、補助、実行委員会・協議会、共催、後援、事業協力、情報提供・意見交換などである。

4 本あり方の位置付け

東海市まちづくり基本条例で定める基本理念に沿って「協働・共創によるまちづくり」を推進する総合的かつ計画的な市政運営のための最も重要な計画である第7次総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、これまでの市民活動団体と東海市による「協働」を深化させ、「多様な主体による協働」のまちづくりを推進するための「あり方」として位置付ける。

「多様な主体と東海市」や「多様な主体同士」が協働を進めるにあたっては、「と うかい協働ルールブック2026」で記載する双方が遵守するべきルールに基づき実 施する。

また、「多様な主体による協働」に向けた具体的な取組は、「あいち協働ガイド〜 多様な主体による社会課題解決に向けて〜」を参考として活用する。



5 数値や関係団体からの意見などを踏まえた本市の「協働」の現状

(1) 第6次総合計画の成果指標

ア 施策概要

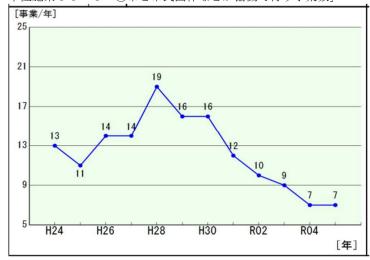
35「地域が主役となって、まちづくりを進めている」

イ 成果指標の推移

「ア 単位施策35-1「③市民活動センター来館者数(市民活動目的)」



(イ) 単位施策35-3「①市と市民団体などが協働で行う事業数」



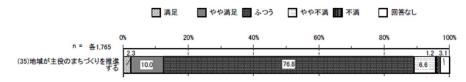
※まちづくり協働推進事業実施数

(2) 第7次総合計画策定時の市民意識調査(令和3年(2021年)10月実施)

ア 第6次総合計画における施策の満足度・今後の重要度について

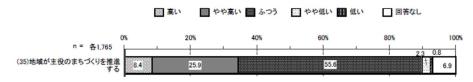
(ア) 満足度

全38施策中、満足度が高い(満足+やや満足)は12.3%で第36 位、満足度が低い(やや不満+不満)は7.8%で第31位であった。

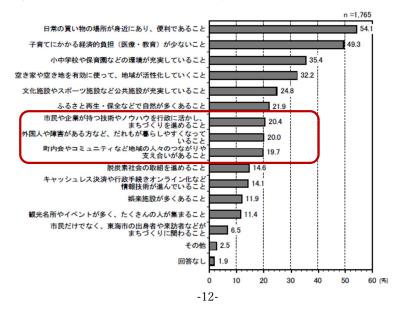


(イ) 今後の重要度

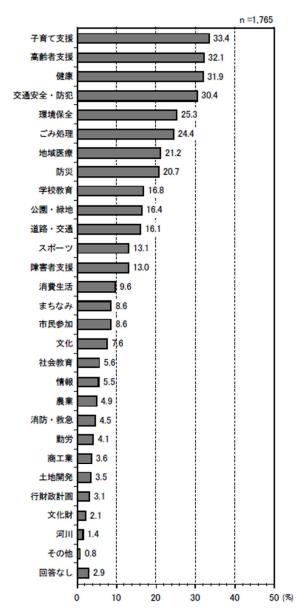
全38施策中、重要度が高い(高い+やや高い)は34.3%で第37位、重要度が低い(やや低い+低い)は3.1%で第10位であった。



イ 第6次総合計画における施策のほかに、特に大切だと思う施策



ウ 市民が行政と協力してまちづくりを進めることができると思う分野



(3) 第7次総合計画におけるまちづくり指標

ア 指標一覧

化模点	甘淮法(公和4万亩)	めざそう値	
指標名	基準値(令和4年度)	5年後(令和10年度)	10年後(令和15年度)
住んでいる地域が 12 協働で地域課題の解決に 取り組んでいると思う人の割合	35.3%	41.0%	46.6%
IB NPO・大学・企業との 協働により実施している事業数	62事業/年	65事業/年	70事業/年

(4) 関係機関・団体ワークショップなど

ア とうかい Куо-Do (協働) キックオフミーティング

⑺ 実施概要

令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)において、計6回のワークショップを実施した。

(イ) 実施概要と参加者からの主な意見・キーワード

【第1回:私と協働とこれから~これからの協働まちづくりで大切にしたいこと~】

項目	内容			
日時	令和6年10月16日(水)午後2時~午後4時			
目的	NPO・市民活動団体関係者、高校・大学関係者、企業関係者、コミュニティ、町内会・自治会等の地縁団体関係者、福祉関係団体関係者などの多様な主体による協働推進体制を整備するため、有識者による講演会をはじめ参加者同士の意見交換等の場を通じて、協働に関する共通認識を図るとともに、関係者の意見やニーズを収集する			
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業や 高校・大学関係者、社会福祉協議会の関係者、コミュニティ、町内会・自治会の関係者、その他、東海市の協働まちづくりに興味がある人			
参加者数	41人			
主な内容	 ▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ ミニレクチャー『協働まちづくりの可能性と課題』 ■講師:日本福祉大学国際学部特任教授 千頭 聡 氏 ▶ グループトーク PART① ■東海市の協働の現況や千頭先生のレクチャーについてのご意見やご感想などを気軽におしゃべり ▶ グループトーク PART② ■ 「これからの協働まちづくりで大切にしたいこと ~私 			

項目	内容
	と協働とこれから~」 ▶ まとめ・閉会
参加者からの 主な意見・ キーワード	● 多様な活動や考え方を知ることができた ● 協働とはなにか、協働の大切さを知ることができた ● 自分の活動の御用聞きと売り込みの違いと大切さを知ることができた ● 「つながり」をコーディネートすることを求める意見が多くあった ● 他団体等とのコラボレーション (協働) の方法がわからない ■ 横のつながりを大事にしたい・様々な団体と交流できるとよい ■ マッチングサイト等があるとうれしい

【第2回: NPO・市民活動団体と大学・高校等の協働を考えよう!】

【知る四·NIO、印以伯勒四件と八子、同仅寺の伽輿で与えより:】					
項目	内容				
日時	令和6年12月3日(火)午後4時~午後6時				
目的	「NPO・市民活動団体」と「小中学校・高校・大学」における協働のあり方・課題等について、東海市の協働推進体制づくりのめざす姿・イメージを踏まえ共有し、マッチングや交流をする				
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO や市民活動団体、小中学校・高校・大学関係者、学校等と既に連携した事業等を実施している企業関係者等				
参加者数	27人				
主な内容	 ▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ■「①協働に取り組むための条件」や「②パートナーへの期待等(強み・配慮)」を検討 ▶ グループトーク PART② ■小中学校・高校・大学と市民活動団体等が協働を進める上で、「お互いに大切にしたいこと」について意見交換 ▶ まとめ・閉会 				
参加者からの 主な意見・ キーワード	 <npo・市民活動団体></npo・市民活動団体> ▶ 学校のニーズがわからないので具体的にもっと知る機会があると嬉しい ▶ 学生の思いや視点を大切にし、地域課題を一緒に見つけ、共有しながら学び合いたい。 ▶ 組織や地域の高齢化が進行しており、若い世代との繋がりを築く必要がある <大学・高校等> ▶ ボランティア活動だけでなく、プレゼンテーションやインターンシップ、商品開発など幅広い活動の展開を期待 ▶ 若者が主体となって企画・運営を行う協働を重視 ▶ 地域住民や団体とどのように関係を築き、協働を進めれば良いのかが分からない <共通> 				

項目	内容
	▶ 相手の立場も考えて自分の主張も伝える ▶ 学生、生徒にとって学びにつながることを提供して win-
	win ▶ 情報共有みえる化(窓口等の明確化、連携のシステム化)

【第3回: NPO・市民活動団体と企業の協働を考えよう!】

項目	内容
日時	令和7年1月17日(金)午後2時~午後4時
目的	「NPO・市民活動団体」と「企業」における協働のあり 方・課題等について、東海市の協働推進体制づくりのめざす 姿・イメージを踏まえ共有し、マッチングや交流をする
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業関係者等
参加者数	29人
主な内容	 ▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ~これまでのこと~ ■協働経験がある人は、そのきっかけ、意義・効果、経験がない人は協働をしていない理由について意見交換 ▶ グループトーク PART② ~これからのこと~ ■企業と市民活動団体等が協働を進める上で、「お互いに大切にしたいこと」について意見交換 ▶ まとめ・閉会
参加者からの 主な意見・ キーワード	<npo・市民活動団体> ▶ どなたに相談(依頼)していいかわからない。 ▶ 企業も社会貢献したいと思い、相手を探しているということが分かった 〈企業> ▶ 同じ民間企業の中に、利益だけでなく、まちづくりに貢献したいという思いを持った方が多いことに気づいた ▶ 協働することで、どちらかまたは両方の活動のスピードや規模、質が向上することを期待する <共通> ▶ お互いにとってプラスになるように、何を目的に協働すれば良いかがわからない ▶ 企画の段階から話し合いが要 ▶ 協働の仕方が分からない団体・企業が多いと感じた ▶ 人や企業が社会参加したくても、どこに相談すべきかわからない点 ▶ 営利と非営利のズレによる協働の難しさについて学ぶことができた</npo・市民活動団体>

【第4回:団体間のマッチング・コーディネート機能の充実について】

項目	内容
日時	令和7年6月15日(日)午前10時~正午
目的	NPO・市民活動団体からの視点による「新たな協働の仕組

項目	内容				
	み」に必要なことについて意見交換をする				
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業や 大学・高校関係者、地域団体関係者、行政関係者等				
参加者数	25人				
主な内容	 ▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ■共有事例や自分の経験を踏まえ、理想のマッチング・コーディネート像を自由に意見交換 ▶ グループトーク PART② ■ 「協働のあり方案」の取組項目に沿ってアイデア出し ▶ まとめ・閉会 				
参加者からの 主な意見・ キーワード	 ▶ 交換留学のような形で、団体のメンバー同士を交換してみると、面白い交流になると思う ▶ 団体の強みと弱みが掲載されているWebサイトがあれば、助けたい側と助けられたい側の両方にとって有益になる気がする ▶ 気軽に交流イベントなどを開催できる仕組みを作り、マッチングの機会を創出する ▶ お互いにメリットがないと続かない ▶ 市民活動センターがハブの役割を担う ▶ コーディネーター同士の情報共有 ▶ コーディネーターになる人の人柄・知識に頼った仕組みでは継続が難しいので、人が変わっても運用できる仕組みの検討が必要だと思う 				

【第5回:市民活動センターの機能充実について】

項目	内容
日時	令和7年8月3日(日)午前10時~正午
目的	協働の拠点である「市民活動センター」をさらに魅力的な場所にするために、意見交換をする
参加対象者	市民活動センター登録団体、NPO・市民活動団体、企業関係者、地域団体関係者、行政関係者等
参加者数	19人
主な内容	 ▶ 開会あいさつ・趣旨説明、ガイダンス、アイスブレイク ▶ グループトーク PART① ■市民活動センターの利用経験や利用してよかったことについて意見交換 ▶ グループトーク PART② ■ 「協働のあり方案」の取組項目に沿ってアイデア出し ▶ まとめ・閉会
参加者からの 主な意見・ キーワード	 ▶ 市民活動センターで相談できることを知らない人も多いのではないか ▶ 相談しやすい、普段からの環境づくりや関係づくりが大事に思う ▶ 貸館の時間区分をもっと細かくする ▶ 開館時間を見直しても良いと思う ▶ 現状、相談できる人が限られている印象であり、つなぎ役

項目	内容
	の養成も必要かと思われる ▶ 企画づくりの伴走支援
	▶ 市民活動センターに愛称があると良い
	▶ 地域に出ていき、相談を受ける
	▶ 子どものための学びができる環境
	▶ 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携強化
	▶ ソラト太田川の3階テラス部分の活用など、市民の方が立
	ち寄りたくなるような仕掛け
	▶ 登録団体一覧に、検索機能があると良い
	▶ 事業所との交流・情報交換会
	▶ 企業とのマッチング機能
	▶ 成功事例の掲示・公開

【第6回:】

項目				内容
日時	令和 年	月 日	()	時~
目的				
参加対象者				
参加者数	人			
主な内容	***			
参加者からの 主な意見・ キーワード				

- (ウ) 実施内容及び参加者アンケート結果などの詳細 別紙1のとおり
- イ 協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果
 - ⑦ 実施概要

市民活動センターの全登録団体236団体に対して令和6年(2024年)9月2日から9月20日までの間にWEBアンケートを実施した。

(イ) 回答率

34.3% (回収件数81)

- (ウ) 主なアンケート項目の結果
 - a 問11 立ち上げ時・活動初期に苦労したことや課題だったこと 全体で「活動参加者の確保」が44.4%と最も高く、次いで「活動拠点と なる場の確保」が37.0%、「活動資金の確保」が35.8%であった。
 - b 問12 活動を継続する上での課題

全体で「スタッフの定着・人員不足」が52.9%と最も高く、次いで「活動の周知・広報の徹底」が41.2%、「活動資金の確保・充実」が35.3%であった。

c 問13 他団体との協働・連携の現状や考え方

全体で「現在、他団体と協働・連携している」が53.1%と最も高く、次いで「他団体と協働・連携したことはないが、今後、他団体と協働・連携したい」が16.0%であった。また、過去、他団体と協働・連携していた(今後、協働・連携したい)は8.6%であった。

d 問18 市民活動センターに期待すること

全体で「印刷室の機材・備品の充実」が37.0%と最も高く、次いで「講座・イベント等の充実」が29.6%、「市民活動に関する情報発信の強化」が28.4%、「他団体等とのマッチング機会の提供」が23.5%であった。

e 問20 市民活動センターで受けたいアドバイス・相談 全体で「特にない」が43.2%と最も高く、次いで「寄付金や助成金な ど資金確保に関すること」が22.2%、「補助金・助成金などの企画書・ 申請書の書き方に関すること」が17.3%であった。 f 問23 東海市に期待する具体的な支援内容等

全体で「団体に対する経済的支援(補助金等)」が 45.7%と最も高く、次いで「団体が活動するために役立つ行政情報の提供」が 38.3%、「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」が 34.6%であった。

(工) 結果報告書

別紙2のとおり

ウ 職員アンケート

(ア) 実施概要

東海市協働推進体制づくり庁内検討会議委員16名及び直近5年度間でま ちづくり協働推進事業を担当した関係課などの職員22名に対して、主にま ちづくり協働推進事業に関するWEBアンケートを実施した。

(イ) 回答率

65.8% (回収件数25)

- (ウ) 主なアンケート項目の結果
 - a まちづくり協働推進事業の制度上の問題点や課題、やりづらいと感じた 点全体で「NPO、市民活動団体等の顔ぶれが変わらない」が67%と最も 高く、次いで「事業実施中の工程(打合せ回数やふりかえりシートの作成 等)が負担である」が38%であった。
 - b まちづくり協働推進事業を実施して「良かった点」 全体で「市民活動団体等とのつながりを築くことができた」が 67%と最 も高く、次いで「きめ細やかなサービスが提供できた」が 33%であった。
 - c まちづくり協働推進事業を実施して「悪かった点」
 - (a) 新規団体が育っていないため、応募する団体が固定化している
 - (b) 同じ団体が継続して事業を行うにあたり、競争倫理が働かないため、 事業内容がルーティン化しているように感じた
 - (c) 現状の改善や新しいことを行う場合の団体側からの提案がほとんどな く、市側任せになることが多かった
 - d 本市のまちづくりにおける「協働」の必要性・意義・効果等

-20-

全体で「市民活動団体等の活性化を図ることができる」が 68% と最も高く、次いで「市では対応が困難な地域課題に対応できる」が 60%、「的確に市民ニーズへ対応できる」が 52%であった。

- e 本市のまちづくりにおける「協働」の問題点・課題・良くない点等
 - (a) 団体の発足や設立後の初動の支援(財政的に限らず、活動機会の提供など)、初期段階から団体が成長するために必要となる各セクションに適した支援の充実
 - (b) 「協働は市民協働課の仕事」という認識をしている職員が多数いるので、各課でも協働についての意識改革が必要である。
 - (c) 財政的に裕福な市なので行政でやれてしまうことが多く、民間や市民 団体等を対等なパートナーとして協力して様々な課題解決にあたること ができていないように思う。市民団体等の活躍の場や力をうまく引き出 せていないような気がする。

(5) その他

ア 市民活動センター登録団体数の推移



イ 町内会・自治会の加入世帯数(令和7年(2025年)4月1日時点)22,901世帯(寮を除く)

6 東海市における「協働」の課題

(1) 市民活動の担い手の固定化と高齢化

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、活動を継続する上での課題として、「スタッフの定着・人員不足」が最も多く挙げられており、また、事業の企画立案・運営を担っている方の年齢層は、「70歳代が中心」が最も多い。

職員アンケートでは、まちづくり協働推進事業の応募について、新規団体が育っていないため、応募団体が固定化しているとの意見がある。

(2) 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果によると、立ち上げ時・活動初期に苦労したことや課題として、「活動参加者の確保」に次いで「活動拠点となる場の確保」、「活動資金の確保」の順で挙げられている。また、活動を継続する上での課題として、「スタッフの定着・人員不足」、「活動の周知・広報の徹底」、「活動資金の確保・充実」、「団体同士の連携・ネットワークの拡大」の順で挙げられている。

職員アンケートでは、団体の発足や設立後の初動の支援(財政的に限らず、機会の提供など)、初期段階から団体が成長するために必要となる各セクションに適した支援の充実を求める意見がある。

東海市に期待する具体的な支援内容などとして、「団体に対する経済的支援(補助金等)」、「団体が活動するために役立つ行政情報の提供」、「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」の順で挙げられている。

(3) 市民活動センターの機能充実

平成18年(2006年)に市民活動の拠点として開館した市民活動センターは、コロナ禍を経て令和5年度(2023年度)来館者数(市民活動目的)が約1万人を超えている。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、市民活動センターに期待することとして、「印刷室の機材・備品の充実」、「講座・イベント等の充実」、「市民活動に関する情報発信の強化」の順で挙げられている。

また、市民活動センターで受けたいアドバイス・相談としては、「特にない」 が最も多いものの、「寄付金や助成金など資金確保に関すること」、「補助金・ 助成金などの企画書・申請書の書き方に関すること」の順で挙げられている。

(4) 団体間のマッチング・コーディネート機能の充実

とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティングでは、「つながり」をコーディネートすることや横のつながりを大事にしたいとの意見及び情報共有・みえる化(窓口などの明確化、連携のシステム化)に関する意見があった。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、さまざまな設問の回答において、「団体同士の連携・ネットワークの拡大」が挙げられており、本市に期待する具体的な支援内容などとしても3番目に「他の市民活動団体や企業、大学、コミュニティ、町内会・自治会等との交流機会の充実」が挙げられている。

(5) 東海市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成

東海市と市民団体などが行うまちづくり協働推進事業は、平成28年度(2016年度)の19事業をピークに徐々に減少し、令和5年度(2023年度)は7事業となっている。また、ここ数年間は応募団体が固定化している状況もあり、事業内容なども代り映えしないように感じているという意見があった。

協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査結果では、現在主に協働・連携している又は過去に主に協働・連携していた、又は今後主に協働・連携したい他団体として、「東海市」、「同じ分野の市民活動団体」の順で挙げられている。

また、職員アンケートでは、「協働は市民協働課の仕事」という認識をしている職員が多数おり、各課においても協働についての意識改革が必要であるとの意見がある。

7 多様な主体<u>による協働の推進による協働に向けたあり方・方向性</u>

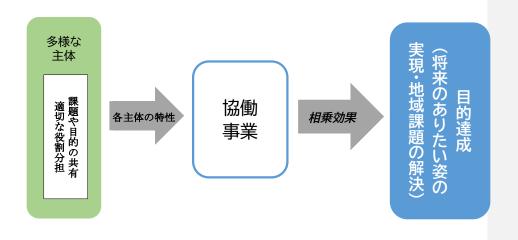
(1) 「協働」の目的

東海市では、「協働・共創によるまちづくり」を推進しているが、その目的は 東海市まちづくり基本条例において、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 を図ること」と規定されている。

本あり方は、「多様な主体による協働」を推進するためのあり方を提言するものではあるが、協働すること自体を目的とするものではなく、目的達成の手段として「協働」や「多様な主体による協働」を進めるものである。

単独の主体では達成できないありたい姿、対応できない市民ニーズや解決できない地域課題などについて、複数の主体が協働で取組むことにより、単独の主体による取組みに比べてさまざまなメリットが期待でき、加えて、自らの目的達成につなげることも期待できる。

【協働による目的達成までのイメージ】

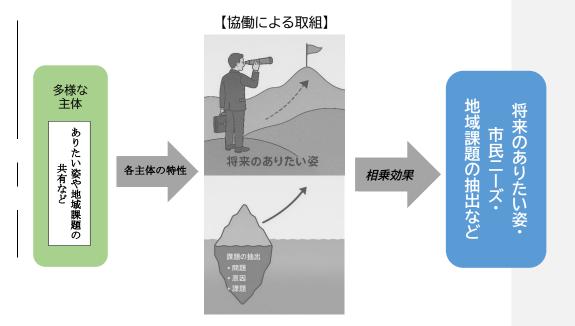


(2) 「将来のありたい姿」の抽出などから始める「協働」

「協働の目的」の一つとして考えられる将来のありたい姿の共有、多様化・複雑化する市民ニーズ・地域課題の抽出・整理・設定など、そのもの自体を複数の主体が協働で行うことにより、単独の主体による取組みに比べてさまざまなメリットが期待できる。

同時に、「協働」や「多様な主体による協働」により抽出・整理・設定した将来のありたい姿の実現、市民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組が円滑に進みやすくなるとも考えられる。

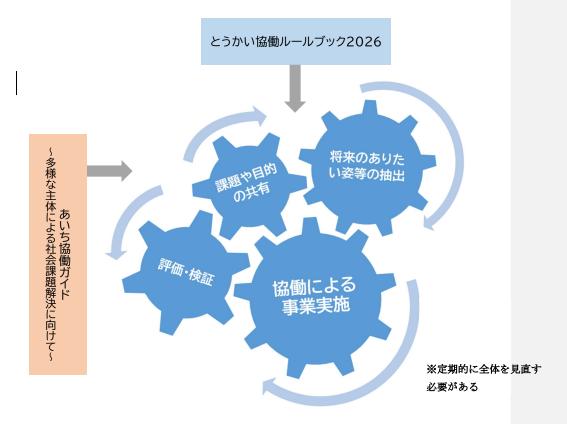
【協働による将来のありたい姿や地域課題の抽出などのイメージ】



(3) 協働のサイクル

単独の主体による将来のありたい姿の実現をはじめ複雑化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決に向け、手段として「協働」が最適であると考えられる場合、次のサイクルで協働を進めるようなイメージとなる。

【協働のサイクルイメージ】



(4) 方向性と取組項目等あり方・方向性

ア 市民活動の担い手の固定化と高齢化への対応

新たな市民活動の担い手の発掘・育成及び既に活動している市民活動団体などへの新たな担い手の参加・参画などを図るため、市民活動に関する情報収集及び情報発信を行い、市民の市民活動への関心を高める。

また、新たな市民活動の立上げの意欲がある市民などに対する各種支援を行う。

No.	取組項目		取組の例
1	多様な広報媒体を活用した市	1	市民活動に関する必要な情報の検
	民活動に関する情報発信		討・充実を行う
		2	市民活動センターや多様な情報ツ
			ールを活用し、市民活動情報のほ
			か、市民活動に役立つ各種補助金
			などの情報を引き続き発信する
		3	市民活動センター登録団体に加え
			て希望者へメールマガジンを発信 する
		4	市民活動団体の活動を積極的に報
			道機関へ発表できる仕組みを作る
		(5)	多くの市民が集まるイベントや場
			所などを活用し、市民活動に関す
			るPRなどを行う
2	市民活動の立上げに向けた各	1	市民活動センターで行うことがで
	種支援		きる必要な各種支援を検討・整理
			する
		2	立上げに向けた伴走支援 (アウ
			トリーチ 含む) を行う
		3	立上げ直後の活動に対する財政支
-	+071 0440241124	(T)	援制度を検討する
3	市民活動への参加に向けたき	(1)	ライフスタイルやスキル、活動への関われています。
	っかけづくり		の関わり方の濃淡などに応じて参加できるボランティアや市民活動
			の情報をわかりやすく発信する
		2	ボランティアや市民活動団体の活
		4	動参加募集情報の発信を充実する
		(3)	ボランティアや市民活動団体の活
		0	動への参加体験会や市民活動入門
			講座などの開催を充実する
		(4)	市民活動団体の活動紹介や楽し
			さ、魅力などを多様な情報ツール
			を活用して行う
		(5)	市民活動センターでワンデーシェ
			フやコーヒーの有償提供など、市
			民活動目的以外での利用促進に向
			けた取組みを検討する

No.	取組項目	取組の例
4	小・中・高・大学生など市民	① ボランティアや市民活動への参加
1	活動の未来の担い手の育成	の促進に向けた各種取組みを行う
	1133 3 213210 3 1 1 3 13 13 13	② 子ども・若者が地域課題などを自
		ら考え・解決に向けて取組むこと
		ができる制度を検討する
		③ 子ども・若者と市民活動団体など
		が協働で取組むことができる事業
		の検討・マッチングを行う
		④ ボランティアや市民活動団体の活
		動参加募集情報の発信を充実する
		<no.2②再掲></no.2②再掲>
		⑤ 小中学校と連携し、市民活動に関
		する授業、講座、イベントなどを
		開催し、協働の意識を根付かせる
5	社会福祉協議会ボランティア	→社会福祉協議会と市民活動センタ
	センターとの情報 <mark>共有・</mark> 担い	ーによる定例的な情報共有 会を開
	手の連携強化	催する を継続する
		② ① ② <b< th=""></b<>
		を相互に結び付けるための取組み
		を検討する
		②② 社会福祉協議会のボランティ
		ア登録制度の登録を促進する
		<u>①</u> ボランティアセンターと連携
		し、 <mark>個人</mark> ボランティアから <mark>市民</mark> 団
		<u>体</u> 活動へステージを変えたい方を
6	個人と団体を結ぶマッチング	サポートする ① プロボノ活動¹とのマッチングの促
0	個人と団体を指めてガナング	進に向けた取組を検討する
		② シェアリングエコノミー2の導入に
		ついて検討する
		③ 市民活動団体によるマルシェなど
		の広く市民が参加できるイベント
		などを開催する
L		3 C C [74] [E 7 D

 $^{^{\}rm l}$ 専門的な知識やスキルを持つ人が、社会貢献の一つとして無償で提供する活動

 $^{^2}$ 個人や企業が保有する場所・モノ・ヒト・スキルなどインターネットを通じて貸借や売買、交換することで有効活用する持続的な地域経済に向けた新たな取組

No.	取組項目	取組の例
		④ 市民活動センター登録団体一覧表
		に検索機能をつける
		⑤ ボランティアや市民活動団体の活
		動参加募集情報の発信を充実する
		<no.2②再掲></no.2②再掲>
		⑥ ボランティアや市民活動団体の活
		動への参加体験会や市民活動入門
		講座などの開催を充実する <n o.<="" th=""></n>
		2③再掲>
		⑦ 市民活動団体の活動紹介や楽し
		さ、魅力などを多様な情報ツール
		を活用して行う <n .="" 2="" o="" ④再掲=""></n>

イ 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実

市民活動の立上げ段階から発展期、成熟期など市民活動団体の状況に応じた 各種支援の充実を図り、新たな市民活動の立上げ及び既に活動している市民活動団体などの活動継続・発展を支援する。

また、各種支援策の手法の1つとして、「多様な主体による協働」を位置づけ、積極的な促進を図る。

No.	取組項目	取組の例
7	市による助成制度の新設	① 市民活動の立上げ段階などの状況 等に応じた補助金制度を検討する ② 市民活動団体の立上げ段階などに おける市職員の伴走支援を検討す る ③ 市民や法人などが市民活動団体な
		どへ寄付(企業版ふるさと納税含む)や遺贈を行いやすい情報発信などを行う
		④ 市民活動センター登録団体に対する市民活動センターの施設使用料の減免適用(回数制限あり)や場の提供を検討する
8	具体的な各種支援内容の一元 化・情報発信	① 市民活動センターにおいて、具体 的な各種支援内容の一元化・情報

No.	取組項目	取組の例
		発信を行う
9	相談の対応内容・解決内容の 情報発信	① 市民活動センターにおける相談の 対応内容・解決内容の事例につい て情報発信を行う
1 0	愛知県などの市民活動支援機 関との連携	① 愛知県や近隣市町の市民活動支援機関との情報交換や連携を強化する
		② 愛知県や近隣市町の市民活動支援 機関などからの情報(セミナー開催 等を含む)を市民活動センター登録 団体などへ発信する
		③ 愛知県などの市民活動支援機関の 先進的な好事例の情報収集を図り、 市民活動団体への情報発信を行う。 また、市民活動センターでの取組み に組み込む
1 1	大学・企業などの市民活動団 体以外との連携・協力の促進	① 大学・企業などが連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を 行う
		② 連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う
		③ 連携・協力に向けたマッチング・ コーディネートを市職員や市民活 動センターが行う
		④ 大学・企業などの市民活動団体以外との連携・協力を行う市担当課の一元化を行う検討する
		⑤ 協働の進め方やメリット、協働の 事例を広く共有する
		⑥ 企業などの従業員向けにボランティア・市民活動の情報を発信する
1 2	市民活動に対する市職員など による伴走支援の実施	① 市民活動団体の立上げ段階などに おける市職員の伴走支援を検討す る <no.7②再掲></no.7②再掲>
		② NPO・市民活動団体に対する 市、大学などによる市民活動団体 への伴走支援体制を検討する

No.	取組項目	取組の例
1 3	研修会・講座などの開催	① 市民活動団体の状況に応じた研修
		会・講座などを開催する

ウ 市民活動センターの機能充実

施設の設置目的である「市民活動の健全な発展を図るため」の機能充実に加えて、「多様な主体との協働」に向けた拠点施設としてハード・ソフト両面の機能充実を図る。

機能兀夫を囚る。			
No.	取組項目		取組の例
1 4	相談機能の充実	1	協働推進体制づくりの検討に係る
			団体アンケート調査結果を踏まえ
			たアドバイス・相談の更なる充実
			を図る
		2	アウトリーチ相談を継続して実施
			する
		3	市民活動保険を市民活動センター
			登録団体などへ周知する
		4	地域団体(コミュニティ、町内
			会・自治会など)からの相談を積
			極的に受け付ける体制を作る
		5	市民活動団体などの活動や団体運
			営に関するノウハウ・経験などを
			他の団体などが参考とできるよう
			な情報共有を行う
		6	市民活動団体などが活動を終了す
			る際の事業承継や事業休止に関す
			る相談を行う
		7	The state of the s
			るための研修などを実施する
		8	市民活動センターにおいて、具体
			的な各種支援内容の一元化・情報
			発信を行う <n o.8①再掲=""></n>
1 5	市民活動を目的とする施設利	1	X= 114X = C DK#1 / G
	用の利便性の向上	2	, the total
			のオンライン配信対応など)を行
			5
		3	ラウンジスペース <u>・テラスなど</u> の

-31-

No.	取組項目	取組の例
		貸出しを行う検討する
		④ プロジェクターなどの備品の施設
		外利用における貸出を検討する
		⑤ 市民活動団体などが事務処理や企
		画立案を一緒に行う共同事務の機
		会を作る
1 6	市民協働コーディネーター3	① 市民活動センター職員のコーディ
	機能の充実	ネートスキルアップに向けた研修
		を行う
		② 経験豊富な市民活動団体が他の団
		体へ助言・支援するなど相互支援
		の仕組みを検討する
		③ コーディネーター養成講座などを
		開催する
		④ 希望する市民活動団体を対象とし
		た、強み・弱みなどについてのカ
		ウンセリングを実施する
$\begin{bmatrix} 1 & 7 \end{bmatrix}$	社会福祉協議会ボランティア	① 社会福祉協議会と市民活動センタ
	センターとの情報・担い手の	ーによる定例的な情報共有 会を開
	連携強化	<u>催する</u> を継続する
	<no.5再掲></no.5再掲>	② ボランティア活動と市民活動を相
		互に結び付けるための取組みを検
		討する
		③② 社会福祉協議会のボランティ
		ア登録制度の登録を促進する
		<u>④③</u> ボランティアセンターと連携
		し、 <u>個人</u> ボランティアから 市民 団
		<u>体</u> 活動へステージを変えたい方を
		サポートする
		※①~ <u>①③</u> 全て <n .="" 5="" o="" 再掲=""></n>
1 8	具体的な各種支援内容の一元	① 市民活動センターにおいて、具体
	化・情報発信	的な各種支援内容の一元化・情報
	<no.8再掲></no.8再掲>	発信を行う <n o.8①再掲=""></n>
1 9	相談の対応内容・解決内容の	① 市民活動センターにおける相談の対
	情報発信	応内容・解決内容の事例について情

コメントの追加[貴岩2]: 取組項目について、再掲の場合、新たなNOを振るのではなく、通番としてはどうか?また、再掲の取組の例の記載方法を簡略化してはどうか?

³ つなぎ・支援役

No.	取組項目	取組の例
	<no.9再揭></no.9再揭>	報発信を行う <n .="" 9="" o="" ①再掲=""></n>
2 0	市民活動センター登録団体の	① 定期的にアンケート調査を行い、
	現状・ニーズなどの把握	団体のニーズなどを把握する
2 1	団体間交流・マッチング機会	① 気軽に参加できる定期的な団体間
	の充実	交流会や活動報告会を開催する
		② 人・物・場所・ノウハウなどの各
		主体の強みや協力依頼情報などを
		日常的に共有できるホームページ
		などを作成する
		③ 地域課題や将来のありたい姿を協
		働により考えるワークショップな
		どを定期的に開催する
		④ 団体間の話し合いの場づくりの支
		援を行う
22	親しみやすい施設に向けた取	① 市民活動センターの愛称を公募す
	<u>組</u>	<u> </u>

エ 団体間のマッチング・コーディネート機能の充実

市民活動団体などの目的達成の手段として、「多様な主体による協働」を進めるにあたり、多様な主体間のマッチング機会の充実を図る。

合わせて、協働を進めるにあたって、情報の集積・発信やマッチング機会の 提供、協働する主体をつなぎ、主体間の意見の調整や事業の進捗管理などを行 うコーディネート機能の充実を図る。

	, 1 1 Mile 323 2 1 0	
No.	取組項目	取組の例
2 <u>3</u>	団体間交流・マッチング機会	① 気軽に参加できる定期的な団体間
2	の充実	交流会や活動報告会を開催する
	<no.21再掲></no.21再掲>	② 人・物・場所・ノウハウなどの各
		主体の強みや協力依頼情報などを
		日常的に共有できるホームページ
		などを作成する
		③ 地域課題や将来のありたい姿を協
		働により考えるワークショップな
		どを定期的に開催する
		④ 団体間の話し合いの場づくりの支
		援を行う

No.	取組項目	取組の例
		※①~④全て <n 1="" o.2="" 再掲=""></n>
2 4	市民協働コーディネート機能	① 市民活動センター職員のコーディ
3	の充実	ネートスキルアップに向けた研修
	<no.16再掲></no.16再掲>	を行う
		② 経験豊富な市民活動団体が他の団
		体へ助言・支援するなど相互支援
		の仕組みを検討する
		③ コーディネーター養成講座などを
		開催する
		④ 希望する市民活動団体を対象とし
		た、強み・弱みなどについてのカ
		ウンセリングを実施する
		※①~④全て <n .="" 1="" 6="" o="" 再掲=""></n>
2 5	地域ネットワーク推進担当職	① 市民活動センター運営団体や中間
4	員4との情報共有・連携の強	支援NPO法人、市民協働コーデ
	化	イネーターとの定期的な情報共有
		会を開催する
		② コミュニティや町内会・自治会へ
		市民活動センターで対応できる相
0.6	大学・企業などの市民活動団	談内容や事例を共有する ① 大学・企業などが連携・協力を希
2 <u>6</u>	大学・企業などの印氏活動団 体以外との連携・協力の促進	望する具体的な取組内容の把握を
-	本めたとい足拐・腸がいに返 <n .="" 1="" o="" 再掲=""></n>	全 が
	(NO.11+776)	② 連携・協力に向けた大学・企業など
		の相談窓口の把握を行う
		③ 連携・協力に向けたマッチング・
		コーディネートを市職員や市民活
		動センターが行う
		④ 大学・企業などの市民活動団体以
		外との連携・協力を行う市担当課
		の一元化を <u>検討する</u> 行う
		⑤ 協働の進め方やメリット、協働の
		事例を広く共有する
		⑥ 企業等の従業員向けにボランティ

⁴ 市民協働課所属の職員。市内 12 か所の市民館などの公共施設に定期的に訪問・滞在しており、地域住民と意見交換や交流により地域の実情を把握し、地域活動の支援をしている。

No.	取組項目	取組の例
110.	W/III. & H	ア・市民活動の情報を発信する
		※①~⑥全て <no.11再掲></no.11再掲>
2 7	マルチパートナーシップコー	① マルチパートナーシップコーディ
<u>-6</u>	ディネーター5の任命	ネーターの前段階の「多様な主体
Ü) -1 -1 -)	による協働」に関する理解者・共
		感者を増やすための取組を行う
		② マルチパートナーシップコーディ
		ネーターの任命制度を検討する育
		成・発掘に向けた研修会を開催す
		3
		<u>~</u> ③ <u>育成・発掘に向けた研修会を開催</u>
		するマルチパートナーシップコー
		ディネーターの任命制度を検討す
		5
2 8	中間支援NPO法人との連携	① 市が実施している各種事業などを
-7	1,143,422.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	中間支援NPO法人と共有し、多
		様な主体による協働の可能性を検
		証する
		② 市ホームページにて、中間支援N
		PO法人との連携によるメリット
		などを周知する
		③ 市内中間支援NPO法人の中間支
		援の事例を紹介する
		④ 市民活動センター運営団体や中間
		支援NPO法人、市民協働コーデ
		ィネーターとの定期的な情報共有
		会を開催する <no.2<u>54①再掲</no.2<u>
		>
2 <u>9</u>	あいち協働プラットフォーム	① 市民活動団体向けの活用方法の説
-8-	(愛称:あいプラット)の活	明会を開催する
	用	② 成功事例を発信する
30	個人と団体を結ぶマッチング	① ボランティアや市民活動団体の活
29	<no.2・6再掲></no.2・6再掲>	動参加募集情報の発信を充実する
		<no.2②・no.6⑥再掲></no.2②・no.6⑥再掲>
		② ボランティアや市民活動団体の活

⁵ 多様な主体との協働を支える・進める人

No.	取組項目	取組の例
		動への参加体験会や市民活動入門
		講座などの開催を充実する <n o.<="" th=""></n>
		2③・No.6⑦再掲>

オ 東海市における更なる協働推進に向けた取組みの充実と組織風土の醸成 行政のみではなく、東海市全体として更なる協働推進に向けた取組や仕組み づくりを行う。

また、多様な主体の一つである東海市及びその構成員である市職員の協働 に対する更なる理解促進を図り、協働を推進するための仕組みづくりを行い組 織風土の醸成を行う。

No.	取組項目		取組の例
3 <u>1</u>	多様な広報媒体を活用した市	1	市民活動に関する必要な情報の検
-0-	民活動に関する情報発信		討・充実を行う
	<n o.1="" 再掲=""></n>	2	市民活動センターや多様な情報ツ
			ールを活用し、市民活動情報のほ
			か、市民活動に役立つ各種補助金
			などの情報を引き続き発信する
		3	市民活動センター登録団体に加え
			て希望者へメールマガジンを発信
			する
		4	市民活動団体の活動を積極的に報
			道機関へ発表できる仕組みを作る
		5	多くの市民が集まるイベントや場
			所などを活用し、市民活動に関す
			るPRなどを行う
			※①~⑤全て <n .="" 1="" o="" 再掲=""></n>
3 2	小・中・高・大学生など市民	1	
1	活動の未来の担い手の育成	_	の促進に向けた各種取組みを行う
	< N o . 4 再掲 >	2	子ども・若者が地域課題などを自
			ら考え・解決に向けて取組むこと
			ができる制度を検討する
		(3)	子ども・若者と市民活動団体など
			が協働で取組むことができる事業
			の検討・マッチングを行う
		(4)	ボランティアや市民活動団体の活

		1	
No.	取組項目		取組の例
			動参加募集情報を発信できる仕組
			みを検討する
		(5)	小中学校と連携し、市民活動に関
			する授業、講座、イベントなどを
			開催し、協働の意識を根付かせる
			※①~⑤全て <n .4="" o="" 再掲=""></n>
3 <u>3</u>	大学・企業などの市民活動団	1	大学・企業などが連携・協力を希
2	体以外との連携・協力の促進		望する具体的な取組内容の把握を
	<n 1="" o.1="" 再掲=""></n>		行う
		2	連携・協力に向けた大学・企業な
			どの相談窓口の把握を行う
		3	連携・協力に向けたマッチング・
			コーディネートを市職員や市民活
			動センターが行う
		4	大学・企業などの市民活動団体以
			外との連携・協力を行う市担当課
			の一元化を 行う <u>検討する</u>
		(5)	協働の進め方やメリット、協働の
			事例を広く共有する
		6	企業などの従業員向けにボランテ
			ィア・市民活動の情報を発信する
			※①~⑥全て <n .="" 1="" o="" 再掲=""></n>
3 <u>4</u>	多様な主体による協働事例の	1	多様な主体による協働の事例集を
3	周知		作成し、職員に周知する
3 <u>5</u>	多様な主体による協働・公共	1	多様な主体による協働や公共私連
4	私連携の推進を図る窓口の一		携の担当窓口 <u>の</u> を一元化 <u>を検討</u> す
	元化		る
		2	多様な主体による協働や公共私連
			携に必要なプラットフォーム6 <u>を</u> の
			検討 を行う <u>する</u>
3 <u>6</u>	市職員の協働に対する理解充	1	階層ごと(新規採用、新任統括主
-5-	実		任、課長など)の職員研修(市民
			活動の体験含む)を実施する
		2	本あり方やとうかい協働ルールブ

 $^{^6}$ 公共(行政)と私(民間企業・NPO・大学・コミュニティなどの多様な主体)が連携・協働するための基盤となる場

No.	取組項目		 取組の例
			ック2026の認知向上を図る
		3	協働により効果が期待できる事業
			や協働の進め方・注意点を確認で
			きるチェックシートを作成する
		4	必要に応じて協働により行政課題
			などの解決を図るための事業立案
			を組織横断的に行う組織の設置を
			検討する
		(5)	MS (14.) 100 MS (14.) 10 MS (14.)
			の設置を検討する
		6	11 1000
			協働プロジェクトの実施を検討す
0.5			3
3 7	市職員の市民協働コーディネ	1	
-6-	ート力の向上		ーディネート力の向上を図る活動
			体験などの研修を行う
		2	職員個人の協働につながる可能性 があるネットワークを共有する
3 8	市民活動に対する市職員など	(I)	NPO・市民活動団体と市、大学
7	による伴走支援の実施	1)	などによる市民活動団体への伴走
-	<n 2="" o.1="" 再掲=""></n>		支援体制を検討する
	(NO.1 2 H)	2	市民活動団体の立上げ段階などに
		1	おける市職員の伴走支援を検討す
			る <no 7②再掲=""></no>
3 9	まちづくり協働推進事業の見	(I)	まちづくり協働推進事業の見直し
-8-	直し		をNPOなどとの協働により検討
			する
		2	提案公募型協働事業制度の再導入
			をNPOなどとの協働により検討
			する
		3	立上げ時、発展期、成熟期などの
			市民活動団体の状況に応じた協働
			事業のあり方をNPOなどとの協
			働により検討する
40	市職員の市民活動への自主	1	ボランティアや市民活動団体の活
3.9	的・主体的な参加機会の促進		動への参加体験会の開催情報を職
			員へ発信する

No.	取組項目	取組の例
		② 職員が関わっている市民活動の事
		例を庁内に紹介する
4 1	行政における状況に応じた柔	① OODA7(ウーダ)ループを協働推
-0-	軟な協働の取組意識の醸成	進に向けた考え方の一つして位置
		付ける

(5) あり方・方向性の推進における多様な主体に期待される役割

本あり方・方向性の推進においては、NPO (特定非営利活動法人)、市民活動団体 (ボランティアグループ・任意団体など) の市民活動団体、地縁地域域組織団体 (コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、シニアクラブなど)、公益性の高い民間団体 (商工会議所、社会福祉協議会など) の公益性の高い民間団体 (商工会議所、社会福祉協議会など) の公益性の高い民間団体、企業、教育機関 (大学、高等学校など) 及び行政などの東海市に関わる多様な主体が、それぞれの強みや特性を生かして行う必要がある。具体的には、とうかい協働ルールブック2026の第二部「協働を進めるにあたって」の他に次の役割が期待される。

No.	主体	あり方・方向性の推進において期待される主な役割
1	NPO	①課題の把握と解決策の提案
		②当事者視点の支援・柔軟な対応
		③行政との橋渡し
2	市民活動団体	①地域ニーズの把握
		②市民参加の促進
3	地域団体	①地域ニーズの把握
		②地域のつながり維持
		③行政を含む他の多様な主体との連携
4	公益性の高い	①人材やノウハウの提供
	民間団体	②他の多様な主体との橋渡し
		③行政を含む他の多様な主体との更なる連携
<u>5</u> 4	企業	①社会貢献活動(CSR)
		②人材や資金の提供
		③技術やノウハウの提供

 $^{^7}$ Observe (観察) 、Orient (状況判断) 、Decide (意思決定) 、Act (行動) の 4 つのステップ からなる意思決定の考え方。計画に基づいて事業実施する PDCA サイクルと比べ、柔軟かつ迅速 な意思決定と行動が求められる場面に有効と言われている

No.	主体	あり方・方向性の推進において期待される主な役割
<u>6</u> -5	教育機関大学	①研究や知見、学びの場の提供
		②地域課題等の調査・分析
		③学生の参加・参画促進
<u>-6-7</u>	行政	①制度の設計・整備
		②全体の調整・支援
		③協働の場づくりと公平性の担保

(6) あり方・方向性の推進におけるロードマップ (イメージ案)

本あり方・方向性は、東海市の「協働・共創によるまちづくり」を更に推進するための提言であり、取組項目の推進及び取組の例の実施については、多様な主体間の協働等により行われることを期待するものである。

全ての取組項目等を短期間で行うことは、実現性が高くないことから、あり 方・方向性の推進に向けた参考として、ロードマップ(案)を別添のとおり作成 した。

8 検討経過

(1) 検討体制

① 検討委員会 (年4回) 多様な主体の連携等により協働 のまちづくりを進める方策、協働 推進に必要な支援制度等を協議



② 庁内検討会議 (年3~4回) 検討委員会の審議事項に関する 事前調整、個別具体的な各課等に おける協働の進め方等を協議





③ 関係機関・団体 WS 等 (年3回) 各主体の現状をはじめ、求める 連携のあり方等に関する理想・現 状等を共有



※ 事務局(市民協働課) ①~③を効率的かつ効果的に進めるための事前調整及び資料作成、2か年で取組を計画的に進めていくための進行管理

(2) 検討経過

令和6年度

- 6月17日 東海市協働推進体制づくり検討委員会設置要綱及び 東海市協働推進体制づくり庁内検討会議設置要綱制定
- 8月 9日 第1回東海市協働推進体制づくり検討委員会開催
- 9月 3日 第1回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議開催
- 10月16日 第1回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティング (多様な主体によるワークショップ)開催
- 11月26日 第2回東海市協働推進体制づくり検討委員会開催
- 12月 3日 第2回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティング開催
- 12月25日 第2回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議開催
- 1月17日 第3回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティング開催
- 1月24日 協働に関する職員研修開催

-41-

- 1月28日 第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会開催
- 3月12日 第4回東海市協働推進体制づくり検討委員会開催
- 3月17日 第4回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議開催

令和7年度

- 5月21日 第1回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議
- 5月29日 第1回東海市協働推進体制づくり検討委員会にて「東海市NPOと 行政の協働指針」改訂の提言有り
- 6月15日 第4回とうかいKyo-Do(協働)キックオフミーティング開催
- 7月 3日 第2回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議にて「東海市NPO と行政の協働指針」改訂案検討
- 8月 3日 第5回とうかい Kyo-Do(協働) キックオフミーティング開催
- 8月 6日 第2回東海市協働推進体制づくり検討委員会にて「東海市NPOと 行政の協働指針」改訂案検討
- 9月30日 第3回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議にて「東海市NPO と行政の協働指針」改訂案検討
- 10月15日 第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会にて「東海市NPO と行政の協働指針」改訂案策定
- 1月28日 協働に関する職員研修開催
- 〇月 〇日 第4回東海市協働推進体制づくり検討委員会を開催。検討委員会より「多様な主体による協働のあり方」の提言
- 〇月 〇日 第6回とうかい Kyo-Do(協働) キックオフミーティング開催
- 〇月 〇日 「東海市NPOと行政の協働指針」を改訂し、「東海市協働指針 とうかい協働ルールブック2026」となる

No.	取組 項目	取組の例	R7年度 下半期	R 8 上半期	年度 下半期	R 9 上半期	年度 下半期	R 1 (上半期)年度 下半期	R 1 ² 上半期	1年度	R 1 2	2年度
		①市民活動に関す る必要な情報の検 討・充実させる		•						期的に検討			
	様な広報	②市民活動セン ターや多様な情報 ツールを活用し、											
	多様な広報媒体を活用	市民活動情報のほか、市民活動に役立つ各種補助金などの情報を引き続き発信する	実施										
1		③市民活動セン ター登録団体に加											\longrightarrow
	した市民活動	えて希望者へメー ルマガジンを発信 する	実施										ŕ
	に関する情	④市民活動団体の 活動を積極的に報 道機関へ発表でき る仕組みを作る		検討	実施								\longrightarrow
	報 発	⑤多くの市民が集											
	信	まるイベントや場所などを活用し、 市民活動に関する PRなどを行う			検討	実施							\longrightarrow
	市民活動の立	①市民活動セン ターで行うことが できる必要な各種 支援を検討・整理 する		市民活動	カセンター 曇	き録団体へ(りアンケー	ト結果等を	沓まえ、定	期的に検討	・整理を行	• •	
2	上 援 <i>げ</i>	②立上げに向けた 伴走支援 (アウト											\longrightarrow
	に 向 け	リーチ含む)を行 う	実施		+ ~ / N. th	/FL+#\#\=\	· の日本 1 - 14	. BB\本 + 2 + 7 11	^+ II-	~+ <u>\</u>	- <i>-</i>	* > + -+	
	た 各 種	③立上げ直後の活動に対する財政支			ちつくり協				、合わせつ	て検討した方	か良いと	考えます 	\longrightarrow
	支	援制度を検討する ①ライフスタイル		検討		検討	吉果を踏まえ	え実施					
		やスキル、活動へ の関わり方の濃淡 などに応じて参加											
	市	できるボランティ アや市民活動の情 報をわかりやすく 発信する		検討	実施								
	市民活動	②ボランティアや市民活動団体の活											\longrightarrow
	へ の 参	動参加募集情報の 発信を充実する		検討	実施								
	加 に	③ボランティアや 市民活動団体の活 動への参加体験会											
3	向けたきっ	や市民活動入門講座などの開催を充実する			検討	実施							
	っかけづくり	④市民活動団体の 活動紹介や楽し さ、魅力などを多 様な情報ツールを 活用して行う			検討	実施							\longrightarrow
		⑤市民活動センターでワンデーシェフやコーヒーの有償提供など利用促進に向けた取組みを検討する			検討	→	検討結り	果を踏まえ	€施				\longrightarrow

		T	Γ		ı	ı	ı	Γ		ı		1	Γ
		①ボランティアや											
	小	市民活動への参加の促進に向けた各種の			検討		検討網	果を踏まえ	実施				
	• 中	種取組みを行う											
	高	②子ども・若者が 地域課題などを自											
		ら考え・解決に向 けて取組むことが			検討			検討結:	果を踏まえ	実施			
	学生	できる制度を検討する											
	大学生など市民活	③子ども・若者と											
	市	市民活動団体など が協働で取組むこ					\rightarrow						\longrightarrow
4	民 活	とができる事業の 検討・マッチング			核	討	,	検討結り	₹を踏まえ!	実施			,
	動 の	を行う											
	未 来	④ボランティアや 市民活動団体の活											
	の 担	動参加募集情報の 発信を充実するく		検討	実施								
	デ 手	N o. 2②再掲>		1矢司	天心								
	の	⑤小中学校と連携 し、市民活動に関											
	育 成	する授業、講座、 イベントなどを開			検討			拾 計結	果を踏まえ	宇施			
		催し、協働の意識を根付かせる			1 突 百寸			7天 高 1 小口	木で貼るん	.大心			
	 社	①社会福祉協議会											
		と市民活動センターによる定例的											
	情量	な情報共有を継続する		①は現在も				ランティア	活動と市民	∄活動を相互	豆に結び付い	けるための耳	Q組みを
	社 報 共 有 議 会	9 句 ②社会福祉協議会	<i>1</i>	検討する」	は①と同趣	旨の内容の	ため削除						
	会ボー	のボランティア登		実施									
5	いとう	録制度の登録を促 進する		<i></i>									
	ナのティ	③ボランティアセ											
	選 ア	ンターと連携し、 個人ボランティア											
	携強化	から団体活動へス テージを変えたい			杨	討	村	食討結果を置	瞥まえ実施				
	1	方をサポートする											
		①プロボノ活動と											
		のマッチングの促 進に向けた取組を			検討			検討結	果を踏まえ	実施			—
		検討する											
		②シェアリングエ コノミーの導入に		\longrightarrow									\longrightarrow
		ついて検討する	検討	,	検討結	果を踏まえ	実施						,
		③市民活動団体に											
		よるマルシェなどの広く市民が参加			\longrightarrow								\longrightarrow
	Æ	できるイベントなどを開催する		検討		検討約	ま果を踏まえ	上実施					
	個人												
	人と団体を結ぶマ	④市民活動セン ター登録団体一覧			\rightarrow			<u> </u>					\rightarrow
	体 を :	表に検索機能をつける		検討		検討結	果を踏まえ	実施					
6	結 ぶ	⑤ボランティアや											
	ッ	市民活動団体の活動参加募集情報の											
	チ	新参加券条情報の 発信を充実するく No.2②再掲>		検討	実施								
	ン グ												
		⑥ボランティアや 市民活動団体の活											
		動への参加体験会や市民活動入門講座などの関係を				- - ···							\longrightarrow
		座などの開催を充 実する <no.23< td=""><td></td><td></td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></no.23<>			検討	実施							
		再掲>											
		⑦市民活動団体の 活動紹介や楽し											
		さ、魅力などを多 様な情報ツールを											\rightarrow
		活用して行う < N o. 2 ④ 再掲 >			検討	実施							
		J. = OFFIG/										<u> </u>	

(市民版物の立た	0.	取組 項目	取組の例	R 7 年度 下半期	R 8 上半期	年度 下半期	R 9 上半期	年度 下半期	R 1 上半期	○年度 下半期	R 1 上半期	1 年度 下半期	R 1 2 上半期	2 年度 下半期
報信を発するとに ・				No	38のまちづ	くり協働推	進事業の見	見直しと関連	車があり、1	合わせて検討	対した方が且	良いと考えま	きす	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			等に応じた補助金		検討		検討	結果を踏ま	え実施					
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		市	立上げ段階などに											
		による	走支援を検討する		検討		検討約	結果を踏まえ	主実施					
#	7	る 助 成	が市民活動団体な											
		制 度	ふるさと納税含 む) や遺贈を行い			検討	実施							\longrightarrow
の中央活動性に対する一角を設備して対する。		新	どを行う											
中の施設使用用の数 制度があり、から を表示がして、具体的な名を表示がして、具体的な名を 信化・・・ 質 力のの対のできて では、一では、おいて、関係 対して、のの対のできで、では、のの対のでは、では、のの対のでは、では、のの対のできで、では、のの対のできで、では、のの対のでは、では、のの対のでは、では、のの対のでは、では、のの対のでは、では、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			ター登録団体に対											
世界を検討する			ターの施設使用料の減免適用(回数		検討		検討約	諸果を踏ま <i>え</i>	え実施					
10 10 11 11 11 11 11 11			提供を検討する											
日		内 内体 悟容的	ターにおいて、具 体的な各種支援内											
日	8	報一各	容の一元化・情報 発信を行う											\longrightarrow
日		信化 大 大 大 天 天			検討	実施								
9 発信の (内容														
(1)	9	発索容の	の対応内容・解決 内容の事例につい											\longrightarrow
(1) 受知県や近隣市 町の市民活動支援 機関しの情報交換 セン連携を強化する 安施 (空愛知県と活動支援 機関したがもの情報を (をさい) を 一		で情に	C 情報発信を行う	実施										ŕ
要知県や近安体		辛拉 "	①愛知県や近隣市											
10			機関との情報交換	実施										\longrightarrow
10		県 な ど	町の市民活動支援											
の連携		の 市	報(セミナー開催											\longrightarrow
の 連携	10	民 活 ^動	活動センター登録 団体などへ発信す	美施										
の連携		支援	③愛知県などの市											
の連携		機 関 と	先進的な好事例の 情報収集を図り、											
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		o 連	情報発信を行う。	実施										
が連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う 企業はどの相談窓口の把握を行う (②連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把握を行う) (③連携・協力に向けたマッチング・コーディやトと活動センターが行う 本と、おいで、カーには、カーに対して、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには		携	ンターでの取組み											
学・・ 企			が連携・協力を希											
大学・企業などの相談窓口の把握を行う 実施			組内容の把握を行 う	実施										
以の市民活動団体以外との連携が認め、		企 業 *	けた大学・企業な											
以の市民活動情は以外との連携・協力との連携・関の		などの	握を行う	実施										7
以の市民活動情は以外との連携・協力との連携・関の		市 民 汗	けたマッチング・											
以の市民活動情は以外との連携・協力との連携・関の	11	西 動 団	市職員や市民活動		仕組みの	の検討	実施							
外との連携・協力	''	体以	の市民活動団体以											
の を行う中担当課の		のと	を行う市担当課の	検討	検討結果	を踏まえ事	 施							\longrightarrow
連携 5協働の進め方や			⑤協働の進め方や											
協 事例を広く共有す 情報収集・実施		協 力	事例を広く共有す	情報収算	集・実施									
の ⑥企業などの従業 促 員向けにボラン		の 促 進	⑥企業などの従業 員向けにボラン											
進 ティア・市民活動の情報を発信する 検討 検討結果を踏まえ実施		<u>~</u>				検討			検討総	ま果を踏まえ	実施			

- 3 -

	どによるは	①市民活動団体の 立上げ段階などに おける市職員の伴 走支援を検討する <no.7②再掲></no.7②再掲>		検討	\longrightarrow	検討約	:果を踏ま <i>?</i>	上実施			\longrightarrow
12	又援の忠	②NPO・市民活動団体に対する市、大学等などによる市民活動団体		検討	→	検討統	5果を踏まえ	と実施			→
13	の講会研	を検討する ①市民活動団体の 状況に応じた研修 会・講座などを開催する	検討		を踏まえ実						\longrightarrow

3 市民活動センターの機能充実

No.	取組	取組の例	R 7 年度	R 8	年度	R 9	年度	R 1	0年度	R 1	1 年度	R 1 2	2 年度
	項目	①協働推進体制づ くりの検討に係る	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
		団体アンケート調査結果を踏まえたアドバイス・相談の更なる充実を図る	検討	検討結果	を踏まえ実	施 施							
		②アウトリーチ相 談を継続して実施 する	実施										—
		③市民活動保険を 市民活動センター 登録団体などへ周 知する	検討	☆計は田	を踏まえ実	14/4							\longrightarrow
		④地域団体(コミュニティ、町内会・自治会など)	快部	快討桁未	を始まえ夫	他							
	相 談	からの相談を積極 的に受け付ける体 制を作る	検討		検討網	果を踏まえ	実施						
14	機能の充	⑤市民活動団体などの活動や団体運営に関するノウハ											\rightarrow
	実	ウ・経験などを他 の団体などが参考 とできるような情 報共有を行う	検討	検討結果	を踏まえ実	施							
		⑥市民活動団体な どが活動を終了す る際の事業承継や 事業休止に関する	実施										\longrightarrow
		相談を行う ⑦市民アドバイ ザーの習熟度を高	大 爬										
		めるための研修な どを実施する	検討	検討結果	を踏まえ実	施							
		⑧市民活動センターにおいて、具体的な各種支援内容の一元化・情報発信を行う <no.8①再掲></no.8①再掲>		検討	検討結り	果を踏まえ り	₹施						→
		①貸室の時間貸し を検討する		検討	\rightarrow	検討糸	黒を踏まえ	実施					\rightarrow
	施市	②大会議室の音響 設備の充実(講座 のオンライン配信 対応など)を行う		検討		検討網	 	 実施					\longrightarrow
15	以利用の利民活動を	③ラウンジスペー ス・テラスなどの 貸出しを検討する		検討	→	検討網	果を踏まえ	実施					\longrightarrow
	施設利用の利便性の向上市民活動を目的とする	④プロジェクター などの備品の施設 外利用における貸 出を検討する			——	検討組	 	え実施					\longrightarrow
	上。	⑤市民活動団体な どが事務処理や企 画立案を一緒に行											—
		画立業を一緒に行 う共同事務の機会 を作る		検討	,	検討絲	ま果を踏まえ	支実施					F

		①市民活動セン ター職員のコー ディネートスキル										
		ナイホートスキル	_									
	市 民 協	アップに向けた研 修を行 う	検討	検討結果	を踏まえ実	施						
	働	②経験豊富な市民 活動団体が他の団										
	ディ	体へ助言・支援す るなど相互支援の 仕組みを検討する		検討		検討総	ま果を踏まだ	大実施 大実施				
16		③コーディネー ター養成講座など										
	タ ー 機	を開催する		検討		検討絲	吉果を踏ま;	え実施				
	能 の	④希望する市民活 動用体を対象によ										
	実	動団体を対象とした、強み・弱みなどについてのカウンセリングを実施する		検討		検討	結果を踏ま	え実施				
	注 社	①社会福祉協議会 と市民活動セン										
	報 福 社	ターによる定例的 な情報共有を継続 する		実施								
17	い手のは 5 再に 5 再に 5 再に	②社会福祉協議会 のボランティア登 録制度の登録を促 進する		実施								
	強テ	③ボランティアセ ンターと連携し、										
	○ ア N h	個人ボランティア から団体活動へス			tá	討	±	│ ★討結果を選	数まえ実施			\longrightarrow
	・シ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	テージを変えたい 方をサポートする			19	· 17	1.	ベロブが日本では	日 5 亿天旭			
	(Noの一元化	①市民活動セン ターにおいて、具 体的な各種支援内 容の一元化・情報 発信を行う										
18	8再掲)・情報発信・種支援内	《No.8①再掲》		検討	実施							→
	(N A 解決内 相談の	①市民活動セン ターにおける相談 の対応内容・解決 内容の事例につい										
19	(No.9再掲)解決内容の情報発信相談の対応内容・	内容の事例につい て情報発信を行う <no.9①再掲></no.9①再掲>	実施									
	二登市	①定期的にアン ケート調査を行 い、団体のニーズ										
20	へなどの把握団体の現状・	などを把握する		実施				実施			実施	
		①気軽に参加でき る定期的な団体間										
		交流会や活動報告 会を開催する	検討		検討結	果を踏まえ	実施					
	団体間交流	②人・物・場所・ ノウハウなどの各										
		主体の強みや協力 依頼情報などを日		検討	\longrightarrow	松雪七	吉果を踏ま	- 実施				\longrightarrow
21	・マッ	常的に共有できる ホームページなど を作成する		快站		仅是可证	1木で頃よ。	人关 心				
	グ	③地域課題や将来 のありたい姿を協										k
	の	働により考える ロークショップ と で 定期的に開催 する		検討		検討絲	ま果を踏まえ	え実施				
		④団体間の話し合 いの場づくりの支										→
$\vdash \downarrow$		援を行う	実施									
22	1) \(\(\)	①市民活動セン ターの愛称を公募			h							k.
		する		検討		検討	結果を踏ま	え実施				

No.	取組 項目	取組の例	R7年度 下半期	R 8 上半期	年度 下半期	R 9 上半期	年度 下半期	R 1	0 年度 下半期	R 1 上半期	1 年度 下半期	R 1 2	2年度
	<u> </u>	①気軽に参加でき る定期的な団体間	1.1.20	エーベ	1. 1. 201	エージ	1, 4-241	工十刻	1, 4, 20	工十級	1.4.20	工十刻	1, 1, 201
		交流会や活動報告会を開催する	検討	\rightarrow	検討約	ま果を踏まえ	└ え 実施						
	団 体												
	団体間交流・	②人・物・場所・ ノウハウなどの各 主体の強みや協力											
	へ N・	依頼情報などを日常的に共有できる		検討		検討約	吉果を踏ま:	え実施					
23	o マ · ッ 2 ェ	ホームページなど を作成する											
	・21再掲)	 ③地域課題や将来											
	掲 機 ○ 会	のありたい姿を協 働により考える		10.51	\rightarrow	10=14		+					\longrightarrow
	の 充 実	ワークショップなどを定期的に開催		検討		使訂和	も果を踏ま え	え 美池					
	実	する ④団体間の話し合											
		いの場づくりの支 援を行う	実施										\longrightarrow
		①市民活動セン ター職員のコー											
	市	ディネートスキル アップに向けた研											\longrightarrow
	市 民 協 働	修を行う	検討	検討結果	を踏まえ実	施							
	(N □ − − − − − − − − − − − − − − − − − −	②経験豊富な市民 活動団体が他の団 体へ助言・支援す											
	・ ・デ ・イ	るなど相互支援の仕組みを検討する		検討		検討総	き果を踏ま;	え実施					
24	1 6 ト	<u>③コーディネー</u>											
	再掲)	ター養成講座など を開催する		検討		検討総	吉果を踏ま;	え実施					
	形の	④希望する市民活 動団体を対象とし											
	充 実	た、強み・弱みな どについてのカウ		10.71	\rightarrow	10 = 10							\rightarrow
		ンセリングを実施 する		検討		検討	吉果を踏ま;	え美他					
		①市民活動セン ター運営団体や中											
	担地 当域	間支援NPO法 人、市民協働職員											\rightarrow
	・職ネ 連員ッ	との定期的な情報 共有会を開催する				実施							
25	携とト ののワ 強情 l	②コミュニティや 町内会・自治会へ											
	化報ク共推	市民活動センターで対応できる相談	+										\longrightarrow
	有進	内容や事例を共有 する	実施										
		①大学・企業など											
	+	が連携・協力を希望する具体的な取 組内容の把握を行	実施										\longrightarrow
	大 学 •	う	7 /10										
	企 業	②連携・協力に向 けた大学・企業な											
	など	どの相談窓口の把 握を行う	実施										
	の市	③連携・協力に向 けたマッチング・											
	(No.11再掲)企業などの市民活動団体以外と	コーディネートを市職員や市民活動		/1 Am -	D 40 = 1								\longrightarrow
26	· 団 1 体	センターが行う		仕組みの	り検討	実施							
	〕 再 世 外	④大学・企業など の市民活動団体以											
	。 の	外との連携・協力 を行う市担当課の 一元化を検討する	検討	検討結果	を踏まえ実	施							\longrightarrow
	連 携	⑤協働の進め方や	16483	211111									
	· 協 力	メリット、協働の 事例を広く共有す	情報収集	集・実施									\longrightarrow
	の	る ⑥企業などの従業		- 1,1,0									
	促 進	員向けにボラン ティア・市民活動					\longrightarrow						\longrightarrow
		の情報を発信する			検討			検討結	果を踏まえ	実施			,

- 6 -

命 プ	前回の②と③を入れ替えました
タナ 1 のシ 任ッ 命プ (大元協に向けた研修会を開催する) 検討 検討結果を踏まえ実施 時系列を考慮し、 (本)	
命プ③マルチパート ナーシップコー ディネーターの任 命制度を検討する検討検討結果を踏まえ実施	
①市が実施してい	
る各種事業などを 中間支援NPO法 人と共有し、多様 な主体による協働 の可能性を検証す る 検討結果を踏まえ実施	
中間 ②市ホームページ にて、中間支援 N P O 法人 との連携 によるメリットな どを周知する 検討 検討結果を踏まえ実施	
28	
連携 ④市民活動セン ター運営団体や中間支援NPO法 人、市民協働コー ディネーターとの 定期的な情報共有 会を開催する <n o. 25①再掲></n 	
いフあ プォい けの活用方法の説 ラーち 明会を開催する ッム協 検討 検討 検討結果を踏まえ実施	
29 ト (働 ②成功事例を発信 する 実施 実施	
①ボランティアや 個 市民活動団体の活	
人と	

No.	取組項目	取組の例	R7年度 下半期	R 8 上半期	年度 下半期	R 9 上半期	年度 下半期	R 1 (上半期)年度 下半期	R 1	1 年度 下半期	R 1 2 上半期	2年度
	(No.1再掲) (No.1再掲) お様な広報媒体を活用した市民活動に関する情報発信	①市民活動に関す る必要な情報の検 討・充実を行う						ト結果等を					
		②市民活動を活動をはいる。 では、											
			実施										
31		③市民活動センター登録団体に加えて希望者へメールマガジンを発信する	実施										\longrightarrow
			关										
		④市民活動団体の 活動を積極的に報 道機関へ発表でき る仕組みを作る		検討	実施								\rightarrow
		⑤多くの市民が集まるイベントや場所などを活用し、市民活動に関するPRなどを行う			検討	実施							\longrightarrow
	/J\	①ボランティアや 市民活動への参加											
	(No.4再掲) ・中・高・大学生など市民活動の未来の担い手の育成	の促進に向けた各 種取組みを行う			検討		検討系	ま果を踏まえ	実施				
		②子ども・若者が地域課題などを向けれる。			検討			検討結	果を踏まえ	実施			\longrightarrow
		できる制度を検討する。											
32		9年とも「有有と 市民活動団体など が協働で取組むこ とができる事業の								L.,,			\longrightarrow
		検討・マッチング を行う			検討			検討結果	果を踏まえ	実施			
		④ボランティアや 市民活動団体の活 動参加募集情報を											\longrightarrow
		発信できる仕組み を検討する ⑤小中学校と連携		検討 	実施 								
		し、市民活動に関する授業、講座、 イベントなどを開催し、協働の意識			検 討			検討結り	果を踏まえ	実施			\longrightarrow
	大	を根付かせる ①大学・企業など が連携・協力を希											
	(No.11再掲) (No.11再掲)	が連携・協力を希望する具体的な取組内容の把握を行う	実施										
		②連携・協力に向けた大学・企業などの相談窓口の把											\longrightarrow
		握を行う ③連携・協力に向 けたマッチング・	実施										
00		コーディネートを 市職員や市民活動 センターが行う		仕組みの	の検討	実施							\longrightarrow
33		④大学・企業などの市民活動団体以	検討										
		外との連携・協力 を行う市担当課の 一元化を検討する		人 検討結果	を踏まえ実	施							
		⑤協働の進め方や メリット、協働の 事例を広く共有す	/桂起 /1□ 4	集・実施									\longrightarrow
		る ⑥企業などの従業	I FI FIX 4X.3	☆ 大心									
		員向けにボラン ティア・市民活動 の情報を発信する			検討			検討結	果を踏ま <i>え</i>	実施			\longrightarrow
34	協働事例の周知多様な主体による	①多様な主体による協働の事例集を 作成し、職員に周 知する											
		NH Y W		情報収	集・実施								

		T	1		ı		1	ı	1	1	Ī		
35	進を図る窓口の一 働・公共私連携の 化	①多様な主体による協働や公共私連 携の担当窓口を一											
			検討			給 討結	果を踏まえ	宝施					
		元化を検討する	1天百9			1天 门 小口	木で唱みん	大心					
		②多様な主体によ る協働や公共私連											
		携に必要なプラッ トフォームの検討	検討			給討結	果を踏まえ	宝施					
	元推協	を行う	1861			1861140	木と垣よん	大心					
		①階層ごと(新規											
	市職員の協働に対する理解充実	採用、新任統括主任、課長など)の											
		職員研修(市民活	検討	検討結果	を踏まえ実	施							
		動の体験含む)を 実施する											
		②本あり方やとう											
		かい協働ルール											\longrightarrow
		ブック2026の 認知向上を図る		実施									
		が期待できる事業や協働の進め方・											
		注意点を確認でき											
36		るチェックシート を作成する	検討	実施									
		④必要に応じて協											
		働により行政課題 などの解決を図る ための事業立案を 組織横断的に行う 組織の設置を検討											
			検討			検討結	果を踏まえ	実施					
			1241			124144							
		する											
		⑤職員向けの協働											
		に関する相談窓口 の設置を検討する	検討		検討結果	を踏まえ実	施						
		⑥市職員と市民活											
		動団体などによる協働プロジェクト					\Rightarrow						\longrightarrow
		の実施を検討する			検討		r	検討結	果を踏まえ	実施			
	⊸市	①希望する職員に											
	ディネートカの向上市職員の市民協働コー	対して市民協働 コーディネートカ			\longrightarrow								\longrightarrow
		の向上を図る活動		検討	,	検討結り	具を踏まえ	実施					
37		体験などの研修を 行う											
		②職員個人の協働											
		につながる可能性			\rightarrow								\longrightarrow
		があるネットワー クを共有する	検討		,	検討結	果を踏まえ	実施					
	(No.12再掲)どによる伴走支援の実施市民活動に対する市職員な	①NPO・市民活											
		動団体とある市民大活動団体への伴走支動団体への伴走する											\Longrightarrow
				検討		検討約	果を踏まえ	実施					
38													
30		②市民活動団体の 立上げ段階などに おける市職員の伴 走支援を検討する <no.7再掲></no.7再掲>											
					\rightarrow								\longrightarrow
				検討	,	検討約	ま果を踏まえ	え実施					
	まちづくり協働推進事業の見直し	①まちづくり協働 推進事業の見直し をNPOなどとの 協働により検討する											
					\rightarrow								\Longrightarrow
				検討		検討総	吉果を踏ま?	え実施					
		②提案公募型協働 事業制度の再導入											
39		をNPOなどとの 協働により検討す る		検討		給討 組	: 吉果を踏ま?	え実施					
				\~H1		1207							
		③立上げ時、発展											
		期、成熟期などの 市民活動団体の状											
		況に応じた協働事		14.5.	\rightarrow	14.00.0	L = + = 1 .	l 	 			 	\rightarrow
		業のあり方をNP Oなどとの協働に	り方をNP	検討		検討網	ままま きょう	℄実施					
		より検討する											
	・主体的な参加機な	①ボランティアム											
		①ボランティアや 市民活動団体の活	舌会	検討									
		動への参加体験会 の開催情報を職員			·								
40		へ発信する			実施								
		いる市民活動の事											
		例を庁内に紹介す る		検討		検討約	果を踏まえ	上実施					
	届けっ 公	①00DA(ウー											
41	成の取組意識のの取組意識のはおける状	ダ)ループを協働 推進に向けた考え											
		方の一つして位置付ける			\Rightarrow			l I	l I				\Rightarrow
				検討	,	検討網	ままま まままま ままま ままま ままま かいこう かいしょう かいしん しゅうしん しゅう かいしん しゅう	実施					,
	醸協況			_									
							· <u>—-</u>		· <u>—-</u>				